

令和 2 年版

薬務行政概要

(令和元年度)



うつくしま、ふくしま。

福島県保健福祉部薬務課

目 次

I	令和2年度施策	1
第1	基本方針	1
第2	令和2年度事業計画	4
第3	予算の概要	12
II	令和元年度薬務行政概要	13
第1	薬 事	13
1	薬事関係営業者数（保健所別）	15
2	薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数	16
3	登録販売者試験の実施	16
4	医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数	17
5	医薬品等の生産等状況（令和元年集計）	17
6	薬事監視状況	18
7	医薬品等の苦情相談処理状況	20
8	薬事関係講習会の開催状況	21
9	国有ワクチン供給状況	22
10	医薬分業の状況	22
11	県内薬剤師の状況	24
12	医薬品等安全対策としての情報提供体制	24
13	薬と健康の週間の事業状況	25
14	薬事関係表彰	25
15	災害時医薬品等の備蓄供給体制	26
第2	毒物劇物	30
1	毒物劇物営業者数（保健所別）	30
2	毒物劇物販売業登録等の事務処理件数	31
3	毒物劇物製造業（輸入業を含む）登録等の取扱件数	31
4	毒物劇物監視状況	31
5	毒物劇物取扱者試験	33
6	毒物劇物関係講習会開催状況	33
第3	麻薬・大麻・あへん・覚せい剤等	34
1	麻薬取扱者数（保健所別）	34
2	大麻栽培者・栽培面積（年次別）	34
3	大麻・けし扱去本数推移	34
4	麻薬関係立入検査状況	35
5	覚醒剤関係立入検査状況	36
6	向精神薬関係立入検査状況	36
7	大麻・けし扱去状況（令和元年度）	37
8	県内の薬物乱用の状況	38
9	薬物乱用防止関係事業の状況	39

第4	血 液	40
1	献血・供給状況	41
2	月別の献血状況	41
3	高等学校献血における献血状況	42
4	献血出前講座開催状況	42
5	過去6年の献血・供給状況	42
6	愛の血液助け合い運動月間における事業状況	42
7	福島県献血推進協議会の開催状況	42
8	血液製剤使用適正化普及事業実施状況	43
9	献血功労表彰	43
10	市町村別献血状況（令和元年度）	45
第5	衛生検査	47
1	事業の推進	47
2	衛生研究所における検査実施状況（令和元年度）	49
3	検査件数の推移	49
4	衛生検査所一覧	50
第6	福島県の温泉の概況	51
1	温泉法に基づく行政処分状況	53
2	自然環境保全審議会温泉部会開催状況	53
3	福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域	53
4	温泉の利用状況	54
	《資 料》	
	令和2年度薬務課事務分掌	56
	監視員等配置状況	59
	福島県薬事審議会条例	60
	福島県薬物乱用対策推進本部要綱	62
	福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	63
	福島県献血推進協議会設置要綱	64
	福島県献血推進協議会委員・幹事名簿	65
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱	66
	福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿	67
	保健福祉部試験研究技術会議要綱	68
	保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿	69
	福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	70
	福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	71
	福島県衛生検査精度管理委員名簿	72
	福島県試験検査精度管理事業実施要綱	73
	福島県試験検査精度管理委員会設置要領	74
	福島県試験検査精度管理委員名簿	75
	自然環境保全法、福島県自然環境保全条例（抜粋）	76
	福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）	77
	福島県温泉保護利用対策要綱	78
	福島県自然環境保全審議会委員名簿（温泉部会所属）	82
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱	83
	福島県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿	84
	薬事関係団体名簿	85

I 令和2年度施策

第1 基本方針

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）は、医療及び日常生活上必要不可欠なものとして、県民の生命、健康の保持・増進に大きく貢献していますが、一方で、不良医薬品や副作用による健康被害が発生しているため、今後とも医薬品等の品質、安全性の確保を図ります。

また、県民医療に必要とされる安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、年々減少傾向にある若年層への献血思想の啓発に努めながら、血液事業を推進します。

さらに、近年、一般住民にまで浸透しつつある覚醒剤、大麻等の薬物乱用を防止するため、薬物乱用を許さない環境づくりを幅広く推進します。

また、県民の健康・環境問題に寄せる関心が高くなっており、より精度の高い検査結果が求められていることから、検査機関の精度管理を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、PCR検査の拠点となる福島県衛生研究所の充実を図ります。

(1) 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

医薬品等は、医療及び日常生活上必要不可欠なものとして、人の生命、健康の保持・増進に大きく貢献しています。その反面、無承認無許可医薬品等による健康被害、医薬品等の副作用は、いったん発生すると大きな社会問題になりかねません。

このような状況のもと、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）の目的である医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、医薬品等製造販売業者に対するGVP（製造販売後安全管理基準）等や医薬品等製造業者に対するGMP（製造管理品質管理基準）等の指導はもとより、許認可事務の迅速化を図るとともに、薬事監視体制の充実強化、医薬品等苦情相談窓口の設置、登録販売者試験の実施などにより、適正な県民医療の確保に努めます。

さらに、医薬品調査当局（厚生労働省、都道府県、（独）医薬品医療機器総合機構）が、GMPの査察当局による国際的な枠組み「医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム」（「PIC/S」）へ加盟したことから、調査員の継続的な確保、調査当局及び試験検査機関の品質システムの確保など世界標準の調査体制の維持に努めます。

また、平成20年度から実施している登録販売者試験を年1回実施するとともに、薬局、医薬品販売業者等に対する各種研修会を開催し、従事者の資質向上を図ります。

さらに、薬局が医療提供施設に位置付けられていることから、県民の薬局の選択に資するよう「福島県総合医療情報システム」を平成20年4月1日より運用しており、これらの円滑な情報提供により、「かかりつけ薬局・薬剤師」の育成を図ります。

また、第三期福島県医療費適正化計画に基づき、医療関係者等で構成する協議会において、後発医薬品の安心使用促進のための取組を実施します。

次に、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業に基づき、県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関、避難所等へ供給するために、今後も継続して県内6方部において医

薬品等の備蓄供給体制の整備を図ります。

その他、広く県民に対して、医薬品等の適正使用を推進するため、医薬品等の正しい知識の啓発に努めるとともに、薬事衛生思想の普及向上を図ります。

(2) 健康サポート薬局の推進

健康サポート薬局は、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能（①服薬情報の一元的・継続的な把握、②医療機関との連携、③24時間対応・在宅対応）に加えて、地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた薬局として、平成28年4月に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の中で位置づけられました。そのような背景を踏まえ、福島県薬剤師会と連携を図りながら、「多職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業（お試し訪問事業）」、「認知症対応薬局推進事業」及び「在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業」を実施し、健康サポート薬局の推進を図ります。

(3) 避難地域における薬局再開・薬剤師確保支援

地元薬局の再開や民間企業による薬局進出が見込めない避難指示解除区域（楢葉町、富岡町、浪江町、飯館村）において、帰還住民への地域包括ケア・健康管理を実施できるNPO等による新規薬局開設を支援するとともに、薬局等薬剤師の地域包括ケアスキル習得を支援することで薬剤師の地域定着を図ります。

(4) 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）

本県は、東北で最多の医薬品、医療機器の製造所を有しており、全国有数の医薬品、医療機器等生産県であります。そのため県内企業からの薬事相談や申請件数も年々増加しており、医薬品製造管理者や医療機器責任技術者等の人材育成がますます重要となっているため、県内の製造業者を対象に薬事講習会を開催します。

また、福島県復興計画における重点プロジェクトの一つである「医療関連産業集積プロジェクト」において、安全性が高く優れた医療機器の生産増大、輸出を促すため、新規参入を果たした医療機器工場の責任技術者等を対象とした国内関係法令及び海外薬事規制に関するセミナーを開催するなど、より一層の発展を図ります。

(5) 薬物乱用防止対策の推進

覚醒剤等の薬物乱用は、個人及び社会に及ぼす弊害が極めて大きく、中でも覚醒剤については、依然としてその乱用が後を絶たない状況であります。加えて、若年層を中心に大麻の乱用が急速に浸透するなど、憂慮すべき実態にあります。

このため、「新国連薬物乱用根絶宣言」支援事業として「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進し、青少年の健全育成と薬物乱用防止に関する理解と認識を高めるとともに、覚醒剤等薬物乱用に対する指導、取締りを強化するなど、薬物乱用を拒絶する地域社会の環境づくりに努めます。

さらに、危険ドラッグは、平成26年には若者を中心に乱用の広がりを見せましたが、

規制の強化が図られた結果、街頭店舗が全て閉鎖となるなど、その対策には一定の効果が挙がっております。しかしインターネットを利用して販売されている状況やより強い作用を有する覚醒剤等に手を染める契機となるゲートウェイドラッグとなることから、引き続き警戒が必要となっております。

このような現状をふまえ、若年層への啓発活動として、各学校が開催する薬物乱用防止教室へ講師を派遣するほか、「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業を実施し同世代の若者へ危険ドラッグの撲滅啓発を行うなど、薬物乱用防止を県民に幅広く訴えます。

(6) 血液対策事業の推進

医学の進歩などにより、血液製剤の使用形態は多岐にわたっており、輸血用血液の安全性と安定供給の確保が強く求められております。

県内の献血状況をみると、令和元年度は目標を達成することができました。

平成26年度以降は、献血目標の指標を献血量（献血換算単位数）としており、令和2年度も、医療機関における需要及び血液製剤の安全性を考慮した400mL献血の推進強化を図ります。

また、近年、若年層の献血離れが顕著であることから、若年層対策として、ジュニア献血ポスターコンクール及び献血出前講座等を実施し、より一層の献血思想の普及啓発に努めます。

さらに、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき、県民に対する献血思想の普及、献血組織の育成強化、献血登録者の確保を図りながら、献血事業の推進に努めます。

(7) 温泉の保護及び適正利用の推進

高齢社会を迎え、また、余暇の活用として温泉利用が着目されている中で、公共の福祉の増進に寄与するため、温泉法及び「福島県温泉保護利用対策要綱」に基づき温泉の保護及び適正利用を推進します。

また、原子力発電所の事故に伴い代替クリーンエネルギーとして地熱発電が注目されており、本県では地熱ポテンシャルが有望視されていることから、国を挙げて地熱開発を推進する動きがあります。

このような中、無秩序な地熱開発に反対の立場を示す動きもあることから、環境省及び関係各課等と連携を取りながら的確な対応を図っていきます。

(8) 試験検査及び調査研究体制の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、新型インフルエンザなどの新興感染症の発生や食品への残留農薬基準超過、健康食品への医薬品成分等の混入及び福島第一原発事故に伴う飲料水や加工食品等の放射性物質汚染など、健康危機に関わる問題が浮

き彫りとなっています。

衛生研究所に、高度な検査機器やゲルマニウム半導体検出器（平成 23,24 年度整備）を集中的に配備し、機器を定期的に更新するとともに、検査担当職員の技術向上を図り、より迅速かつ信頼性の高い検査データの提供や県民ニーズを的確に捉えた調査研究を実施します。

また、県内の試験検査機関を対象として精度管理事業を行うとともに、登録衛生検査所については、精度の高い検査データを医療機関に提供できるよう、外部精度管理事業を含めた指導監視を行います。

第 2 令和 2 年度事業計画

(1) 医薬品等の品質・安全性・有効性の確保

① 医薬品等の指導取締り

ア 目的

医薬品医療機器等法、薬剤師法に基づく規制事務及び指導取締り等を行い、県民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、次の諸施策を実施します。

イ 事業内容

○ 薬事衛生教室の普及対策

薬事衛生教室の開催 6 保健福祉事務所管内で実施
薬と健康の週間（10月17～23日）

○ 医薬品安全対策事業

医薬品等苦情相談窓口の設置（県消費生活センター内）
毎週水曜日 年 50 回

○ 薬事監視指導

保健福祉事務所等薬務担当課長等会議の開催（4月）
医薬品・医療機器等一斉監視指導の実施（7月～12月）

○ 特別薬事監視班の設置

医薬品等製造販売・製造業者に対する薬事監視を強化するため、特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図ります。

対象 200 か所

また、適正な医薬分業を推進するため、薬局に対しても特別薬事監視班を設置し、医薬品の有効性、安全性の確保、適正使用の徹底を図ります。

対象 887 か所

○ 薬事監視員専門研修

薬事監視員の資質の向上を図るため、専門研修会を開催します。

年 1 回 対象 薬事監視員等

○ 医薬品検定検査事務

国の委託を受け、医薬品等製造業者の GMP/QMS 査察を実施するととも

に、無承認無許可医薬品等の買上検査を実施します。

- 北海道・東北ブロック合同模擬査察研修

年3回（9月、10月、12月）

対象 薬事監視員

- 製造業者・販売業者の自主管理

医薬品医療機器等法の遵守状況を営業者自ら確認するため、県要綱に基づき実施します。

年2回 対象 薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者

② 医薬品等の許認可

ア 目的

医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等の許可及び製造販売承認事務の適切な審査とGMP適合性調査を行うとともに、薬局・医薬品販売業の許可及び毒物劇物販売業等の登録に関する事務の迅速化を図り、さらには関係者の質的向上を目的として各種研修会を開催し、県民に対し、医薬品等の安全性と安定供給体制を確保します。

イ 事業内容

- 医薬品製造販売承認等事務及び薬局・医薬品販売業等許可等認可事務

3,172千円

- GMP適合性調査 866千円

医薬品・医薬部外品製造販売承認（一変）申請に係る適合性調査

医薬品・医薬部外品に係る定期適合性調査

医薬品・医薬部外品輸出品製造に係る適合性調査

- 医薬品・医療機器等製造販売業者等講習会（7月） 106千円

- 配置販売業者及び配置従事者研修の実施 年1回（5月）

- 配置従事者初任者講習会 年1回（6月）

- 登録販売者試験の実施 郡山市 年1回（8月） 10,883千円

③ 薬事審議会の開催

ア 目的

医薬品医療機器等法第3条の規定による薬事審議会を開催し、薬事に関する重要事項につき委員の意見を徴して適切な行政の運用推進を図ります。

イ 事業内容

- 薬事審議会の開催 年1回開催 189千円

④ 毒物劇物の取締り

ア 目的

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者等に対し指導取締り等を行うとともに、毒物劇物による危害防止を図るため農薬危害防止中央講習会を開催する。

イ 事業内容

- 農薬危害防止運動（6月1日～8月31日）

- 農薬危害防止中央講習会（7月 郡山市 4回）
- 毒物劇物取扱者試験実施（8月、郡山市）
- 毒物劇物業務上取扱者の指導
- 運送業者及び運搬車両取締り 県内全域

⑤ 薬事経済調査事業

ア 目的

後発医薬品安心使用促進事業、医薬品等価格調査等、国からの委託事業を実施します。

イ 事業内容

- 医薬品等価格調査 165千円
- 後発医薬品安心使用促進事業 1,016千円

医療関係者等からなる協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための計画を策定するとともに、啓発等を行います。

⑥ 災害時医薬品等備蓄供給事業

ア 目的

非常災害の発生時に県民が必要とする医薬品は、初動期（発生から1～3日）において確保が困難となることから、市町村、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給を可能とするため、県内6方部に分散した医薬品等の備蓄供給体制の整備を図ります。

イ 事業内容 897千円

- 福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と委託契約

(2) 健康サポート薬局の推進

① 多職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業

(おためし訪問事業) 6,650千円

ア 目的

多職種が行う在宅訪問に薬剤師が同行し、薬局薬剤師と在宅医療に関わる多職種との連携を強化して、在宅医療における薬剤師の有用性を実感してもらうとともに、医療職種や地域住民に対して薬剤師による在宅訪問業務のPRを実施し、業務の普及を図る。

また、在宅訪問に関わる薬剤師の研修を実施するとともに、在宅経験の浅い薬剤師に経験豊富な薬剤師が同行し指導を行うことにより、在宅医療に対応できる薬剤師の育成につなげる。

イ 事業内容（委託事業）

- 研修、多職種が行う在宅訪問に同行
- 啓発資材の作成・配布

② 認知症対応薬局推進事業 6,157千円

ア 目的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の方本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の方の状況に応じた薬学的管理を適正に行うことにより、認知症の方への支援体制構築を図ります。

イ 事業内容

- 薬剤師の認知症対応力向上研修会 709千円（委託事業）
県内1ヶ所で開催
- 認知症対応薬局研修会 1,771千円
県内3市で開催
- 認知症対応薬局フォローアップ研修会 737千円
県内1ヶ所で開催
- 認知症対応薬局の普及啓発 2,940千円（委託事業）
報道媒体等を用いた広報の実施

③ 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業

ア 目的

県内の薬局等に勤務する薬剤師を対象に、在宅医療の現場で必要とされる医療機器・医療材料に関する講義、フィジカルアセスメント演習を含めた在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる優れた医療人材の育成を図ります。

また、今後需要の増加が見込まれる無菌調剤に対応できる薬剤師を育成するため、県薬剤師会等が開催する症例検討会や知識・技能の向上を目的とした研修会に対し支援を行います。

イ 事業内容

- 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナー（年3回） 1,587千円
- 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業 2,000千円（補助金）

(3) 避難地域における薬局再開・薬剤師確保支援

ア 目的

避難指示解除区域（檜葉町、富岡町、浪江町、飯館村）において、産学官組織で構成する薬局開設協議会を設置し、薬局に必要な機能を検討するなど早期の新規薬局の開設を支援します。また、避難地域において調剤業務に携わる管理薬剤師のモチベーション向上と定着を図るため、研修旅費等の補助を行う。

イ 事業内容

- 避難地域薬局開設支援事業 各町村別 年間2回程度開催 101,490千円
- 薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業 2,700千円

薬局等1件あたり最大300千円

(4) 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）

ア 目的

安全性が高く高品質な福島ブランドの医療機器を欧米やアジア等海外へ輸出できるよう、医療機器工場の品質保証や薬事担当者の人材育成を行います。併せて、県内病院等に配置される医療機器安全管理責任者の人材育成を実施し、医療安全のより一層の質向上を図ります。

イ 事業内容

- 医療機器品質保証担当者等人材育成セミナー 年7回 1,955千円
- 医療機器安全管理スキルアップ実機演習セミナー 年3回 2,061千円

(5) 薬物乱用防止対策の推進

① 薬物乱用防止

ア 目的

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用対策として、県下に570名を超える薬物乱用防止指導員を配置し地域住民に対しきめ細やかな啓発活動を展開するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターの「薬物相談窓口」の活用するなど、総合的かつ効果的な防止対策を推進します。

また、大学生等のボランティアを「ヤング健康推進員」に任命し、同世代へ情報を発信してもらうことに加えて、指導員と交流しながら知識習得や啓発イベントの企画を行ってもらうなど、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強力に推進します。

イ 事業内容

- 福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催
- 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動「新国連薬物乱用根絶宣言」支援事業
(6月20日～7月19日)
- 薬物乱用防止指導員等研修会の開催
- 薬物乱用防止教室の支援（専門講師派遣）
- 指導員啓発資料の作成配布（パンフレット等）
- 「薬物相談窓口」の設置 9保健所(中核市含む)
- 薬物関連問題相談事業（精神保健福祉センター） 827千円
専門相談窓口設置 毎月第3木曜日
アクションフォーラム 9月 郡山市
- 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業 2,074千円

② 麻薬取扱者等に対する指導取締り

ア 目的

麻薬関連法令に基づく取締りの充実強化を図り、乱用による弊害の未然防止に努めます。

イ 事業内容

- 麻薬、覚醒剤等取扱者に対する指導取締りの実施
- 麻薬向精神薬原料取扱業者に対する指導取締りの実施
- 麻薬、覚醒剤取締機関四者協議会の開催（5月）
- 不正大麻・けし撲滅運動の実施（5月15日～7月31日）
- 麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）
- 司法警察業務実務研修（3日間、仙台市）

(6) 血液対策事業の推進

① 献血推進対策

ア 目的

平成28年度より、東北六県で必要とする血液（原料血漿^{しょう}を含む。）を各県で按分して確保することとなりました。

「令和2年度福島県献血推進計画」に基づき、献血目標量を33,354L（200mL献血304L、400mL献血20,392L、血漿成分献血7,803L、血小板成分献血4,855L）としたことから、この目標量を確保するため、献血推進キャンペーン等の実施、若年層の献血への理解を深めるための普及啓発、複数回献血の推進を図ります。

特に、若年層の献血離れが顕著であることから、ジュニア献血ポスターコンクールや献血出前講座等を実施するなど、若年層に対する献血思想の普及・啓発を図ります。

イ 事業内容

- 福島県献血推進協議会の開催
- 地域献血の推進
- 複数回献血者の推進

各保健福祉事務所管内の献血協力事業所を訪問し、事業所献血の活性化と複数回献血の推進を図ります。

- ジュニア献血ポスターコンクールの実施 496千円
- 献血出前講座・献血セミナーの開催
- 市町村献血担当課長会議の開催
- 愛の血液助け合い運動の実施
- はたちの献血キャンペーンの実施
- 各種表彰等の実施

② 血液製剤使用適正化普及事業 377千円

ア 目的

血液製剤の使用状況等を把握して問題点を整理し、血液製剤適正使用の方策について検討を行うことにより、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図ります。

イ 事業内容

- 福島県血液製剤使用に係わる懇談会の開催 年2回
- 合同輸血療法委員会研修会、血液製剤使用指針等説明会（9月、須賀川市）
- 自己血輸血講習会の開催（12月、福島市）
- 輸血に関するアンケート調査の実施

(7) 温泉の保護及び適正利用の推進

温泉源の保護・適正利用対策 686千円

ア 目的

自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進するとともに、可燃性天然ガスに係る安全対策指導等を実施します。

イ 事業内容

- 自然環境保全審議会温泉部会の開催（年3回）
- 温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導
- 温泉源定期測定調査の実施
- 地熱発電に伴う温泉掘削に係る各機関との調整

(8) 試験検査及び調査研究体制の充実

① 衛生検査所の精度管理指導対策 333千円

ア 目的

衛生検査所における検査業務が適正に行われるよう、模擬検体による精度管理を行うとともに、外部委員による監視指導等を行います。

イ 事業内容

- 衛生検査精度管理委員会の開催 7月、2月
- 外部精度管理調査の実施 10月
- 立入検査の実施 1月

② 試験検査機関の精度管理事業 1,390千円

ア 目的

県内の公的分析機関、民間検査機関を対象とした精度管理事業を実施し、試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図ります。

イ 事業内容

- 試験検査精度管理委員会の開催（6月、12月）
- 試験検査精度管理調査の実施（7月）

- 試験検査精度管理結果の部門別検討会の開催（11月）
- 試験検査技術発表会の開催（1月）
- ※ 主な事業のみ予算額を記入

第3 予算の概要

単位：千円

事業名等	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	前年度対比 増減 (%)	令和2年度当初予算財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源
医薬品の有効性・安全性の確保	37,732	31,574	19.5%	2,681	手財 33,709 財 0 諸 902	440
薬事経済調査事業	1,181	2,091	-43.5%	1,181	手財 0 財 0 諸 0	0
医薬品安全対策事業	440	449	-2.0%	0	手財 440 財 0 諸 0	0
医薬品等製造承認事務	1,972	2,270	-13.1%	0	手財 1,972 財 0 諸 0	0
登録販売者試験事業	10,883	8,005	36.0%	0	手財 10,495 財 0 諸 3	385
災害時医薬品等備蓄供給事業	897	897	0.0%	0	手財 0 財 0 諸 897	0
経常1 (各種会議・協議会負担金、臨時職員経費)	697	1,521	-54.2%	0	手財 695 財 0 諸 2	0
経常2 (業務関係許認可台帳管理システム、毒物劇物業者登録等システム等)	11,235	8,026	40.0%	0	手財 11,235 財 0 諸 0	0
経常3 (薬事審議会の開催、業務許認可指導事業等)	10,427	8,315	25.4%	1,500	手財 8,872 財 0 諸 0	55
(重点) 医療機器工場生産体制強化等事業 医療機器安全管理責任者養成事業 医療機器品質保証担当者等人材育成事業	4,016	3,972	1.1%	1,968	手財 0 財 0 諸 0	2,048
血液の確保対策の推進 ジュニア献血ポスターコンクール事業 血液製剤使用適正化普及事業 経常3 (献血推進事務経費)	1,230	1,240	-0.8%	0	手財 886 財 0 諸 0	344
薬物乱用防止 薬物乱用防止指導員運営事業 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 薬物関連問題相談事業 経常3 (麻薬等取締事業) 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業	7,348	10,441	-29.6%	0	手財 6,481 財 0 諸 0	867
健康サポート薬局推進事業	8,637	8,295	4.1%	2,480	手財 0 財 0 諸 6,157	0
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	104,190	103,890	0.3%	0	手財 0 財 0 諸 104,190	0
新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実	97,958	83,082	17.9%	22,903	手債 572 財 0 諸 0 4,103	70,380
業務課 試験検査精度管理事業 衛生検査所精度管理指導対策	1,723	1,722	0.1%	0	手財 243 財 0 諸 1,480	0
衛生研究所 健康危機管理体制整備等事業 一般依頼検査事業 調査研究事業 衛生研究所一般事務費 (経常行政経費) 行政検査機器の更新等事業 経常1 (衛生研究所運営事務費) 経常2 (衛生研究所運営事務費等) (新)衛生研究所会津支所移転経費	96,235	81,360	18.3%	22,903	手債 329 財 0 諸 2,623	70,380
温泉の適正利用の推進 可燃性ガス温泉対策事業 経常1 (硫化水素含有温泉調査事業等) 経常3 (温泉保護指導事業)	1,000	1,129	-11.4%	0	手財 1,000 財 0 諸 0	0
合計	262,111	243,623	7.6%	30,032	手債 42,648 財 0 諸 115,352	74,079

※ 経常1 - 健康衛生事務経費 (運営経費)
 経常2 - 健康衛生事務経費 (施設管理経費)
 経常3 - 業務総務事務経費 (経常行政経費)
 ※手：手数料 債：県債 財：財産収入 諸：諸収入・負担金・繰入金

II 令和元年度薬務行政概要

第1 薬 事

(概 況)

県民の医療サービスの総合的な推進等を図るため、医薬品等の品質・有効性・安全性の確保を重点施策として、薬事監視等の強化、薬事知識の普及啓発、登録販売者試験の実施、医薬分業の適正推進等種々の事業を行いました。

まず、医薬品等の製造関係では、県内の製造業施設数は医薬品が40、体外診断用医薬品が2、医薬部外品が16、化粧品が29及び医療機器が73の計160施設となっております（前年度比2施設減）。製造販売業者数は、医薬品が5、体外診断用医薬品が2、医薬部外品が1、化粧品が7及び医療機器が25の計40社となっております（前年度比増減なし）。

本県は多くの医薬品、医療機器等の製造業を有しており、医薬品・医療機器等製造業は県を支える確固たる産業と考えられることから、県内に医療機器関連産業を集積するため、「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を、平成18年度から商工労働部と連携して推進しています。令和元年度は、医療機器品質保証担当者等育成セミナーを年間7回、医療機器安全管理スキルアップ実機演習セミナーを年間3回開催したところ、171名（延べ受講者数）が受講し、安全性が高く高品質な医療機器が製造できる品質保証体制の充実強化が図られました。

医薬品、医療機器等製造販売業及び製造業に係る承認・許可の事務の進行管理・審査の効率化・迅速化に関しては、本課に厚生労働省と直結したFD申請システムを整備し、販売業関係（麻薬免許を含む。）では、本課と保健所を専用回線で結んだ薬務関係許認可台帳管理システムを導入しています。

また、高度で専門性の高い医薬品、医療機器分野においてGMP/QMS調査関連業務を適正かつ円滑に実施するため、平成19年3月に「福島県GMP/QMS調査品質管理監督システム基準書」を制定し、機能的なGMP/QMS審査・査察体制を構築しています。

さらに、医薬品販売に係る資質者として「登録販売者」制度が設けられていることから、登録販売者試験を、平成20年度から、北海道・東北地区統一試験として実施しております。平成31年度は、本県では1,473名が合格しています。

薬事監視体制については、保健所において監視指導を計画的に実施しているほか、適切な指導を行うため、県主催の薬事監視員研修会及び国や業界団体が開催する各種研修会を活用することにより、薬事監視員の資質向上を図っています。

次に、近年、高齢社会の到来や生活習慣病などを中心とした疾病構造の変化に伴い、

健康への関心が一段と高まる中であって、いわゆる健康食品や健康機器等に関する消費者の苦情相談も増加傾向がみられることから、いわゆる健康食品等の買上試験により無承認無許可医薬品等の発見に努め、また、これらに対する正しい知識の啓発を図っています。

医薬分業の適正推進については、県薬剤師会と連携を図りながら、改正薬事法により「薬局における安全管理体制」の構築が施行されたことから、制度の周知と「かかりつけ薬局」の確立に努めました。また、県内には平成17年4月からは奥羽大学に薬学部が、平成19年4月からは医療創生大学(旧 いわき明星大)にも薬学部が開講されていることから、薬学生実務研修を視野に入れながら薬剤師の資質向上を図り、高度な医療提供の実現に向け適切な医薬分業を推進しています。

1 薬事関係営業者数(保健所別)

(令和2年3月31日現在)

業態別 保健所別	医薬品														医療機器				合計														
	薬品														化粧品																		
	体外診断用医薬品														医薬部外品																		
	製造販売業	製造業	薬局調剤	店舗販売業	卸売販売業	薬種商販売業	甲種乙種農協	力入	歯科	空港	小計	既配販売業	既配従事者	製造販売業	製造業	再生医療等製品	製造販売業	製造業		製造販売業	製造業	化粧品	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	製造販売業	製造業	修理業	高度管理医療機器	管理医療機器		
東北	88	3	7	6	6	39	42	0	0	0	0	0	0	0	0	2	24	8	39	1	1	0	7	0	1	1	2	5	14	24	69	352	741
関東	72	0	8	4	4	44	77	0	0	0	0	0	0	0	0	3	29	17	45	1	1	0	8	0	4	1	9	12	28	68	335	825	
关西	51	0	5	2	2	32	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	6	0	0	1	0	1	0	5	3	10	2	55	244	432	
会津	114	1	3	11	11	56	23	0	0	0	0	0	0	0	0	2	14	13	25	0	0	5	0	0	0	2	2	1	6	112	533	945	
南会津	7	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	50	71	
相模	63	1	5	1	1	31	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	5	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2	1	65	319	512
福島市	166	-	-	15	15	44	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188	604	1,033	
郡山市	140	-	-	6	6	72	-	-	1	0	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	258	810	1,293	
いわき市	186	-	-	37	37	69	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	205	571	1,145	
薬務課	-	0	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31	25	65	23	0	0	5	1	4	3	10	3	11	16	-	-	209	
合計	887	5	40	83	83	390	196	0	1	0	3	0	0	0	4	38	97	107	143	2	2	0	26	1	16	7	29	25	72	110	1,025	3,818	7,206

2 薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数

平成31年度

業種	件名	区分			
		新規申請/届出	許可更新申請	許可証等 書換え交付 申請	許可証等 再交付 申請
薬局		22	34		
医薬品販売業	卸売	31	14	11	0
	薬種商				
	特例				
	店舗				
	配置	5	9		
	小計	36	23	11	0
	販売従事登録	243		33	24
配置従事者 身分証明書	145		9	1	
高度管理医療機器等 販売業貸与業	22	24	2	0	
管理医療機器 販売業・貸与業	125				
再生医療等 製品販売業	6	2	1	0	
計	599	83	56	25	

3 登録販売者試験の実施

医薬品販売制度改革の改正薬事法のうち登録販売者にかかる部分が平成20年4月から施行され、北海道・東北地区の統一問題による試験を年1回実施した。

平成20年度

- 第1回 H20.8.20実施 受験者数1,054名 合格者数550名 合格率52.2%
- 第2回 H21.1.28実施 受験者数 660名 合格者数268名 合格率40.6%

平成21年度

- H21.8.26実施 受験者数 588名 合格者数 172名 合格率29.3%

平成22年度

- H22.8.25実施 受験者数 356名 合格者数 217名 合格率61.0%

平成23年度

- H24.2.12実施 受験者数 976名 合格者数 314名 合格率32.2%

平成24年度

- H24.8.22実施 受験者数 231名 合格者数 113名 合格率48.9%

平成25年度

- H25.8.28実施 受験者数 316名 合格者数 180名 合格率57.0%

平成26年度

- H26.8.27実施 受験者数 348名 合格者数 169名 合格率48.6%

平成27年度

- H27.8.26実施 受験者数612名 合格者数 351名 合格率57.4%

平成28年度

- H28.8.31実施 受験者数879名 合格者数 397名 合格率45.2%

平成29年度

- H29.8.30実施 受験者数1,302名 合格者数 738名 合格率56.7%

平成30年度

- H30.8.29実施 受験者数1,826名 合格者数 867名 合格率47.5%

平成31年度

- R元.8.28実施 受験者数2,487名 合格者数 1,473名 合格率59.2%

- 合計(平成20年度～平成31年度) 受験者数(11,635)名 合格者数(5,809)名 合格率(49.9%)

4 医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数

令和元年度

区 分	製造販売業							製造業							修理業							計			
	製造販売業許可新	許可更新	許可証書換え交付	許可証再交付	(薬局)製造販売承認	変更届	製造販売届	廃止届	製造業許可	適合性調査	区分変更許可	許可更新	許可証書換え交付	許可証再交付	変更届	廃止届	許可申請	許可更新	区分変更・追加許可	許可証書換え交付	許可証再交付		変更届	廃止届	
医薬品	0	1	0	0	-	0	-	0	0	103	1	21	0	0	41	2									169
薬局	0	0	0	0	0	4	0	0	0	-	-	0	0	0	4	0									8
体外診断用医薬品	0	2	0	0	-	0	-	0	0	-	-	2	0	0	1	1									6
医薬部外品	0	0	0	0	-	0	-	0	0	2	0	7	0	0	23	1									33
化粧品	0	1	0	0	-	0	11	0	2	-	1	7	0	0	18	0									40
医療機器	3	5	1	0	-	2	-	1	8	-	-	15	0	0	20	8	10	31	8	7	0	70	15	204	
計	3	9	1	0	0	6	11	1	10	105	2	52	0	0	107	12	10	31	8	7	0	70	15	460	

5 医薬品等の生産等状況（令和元年集計）

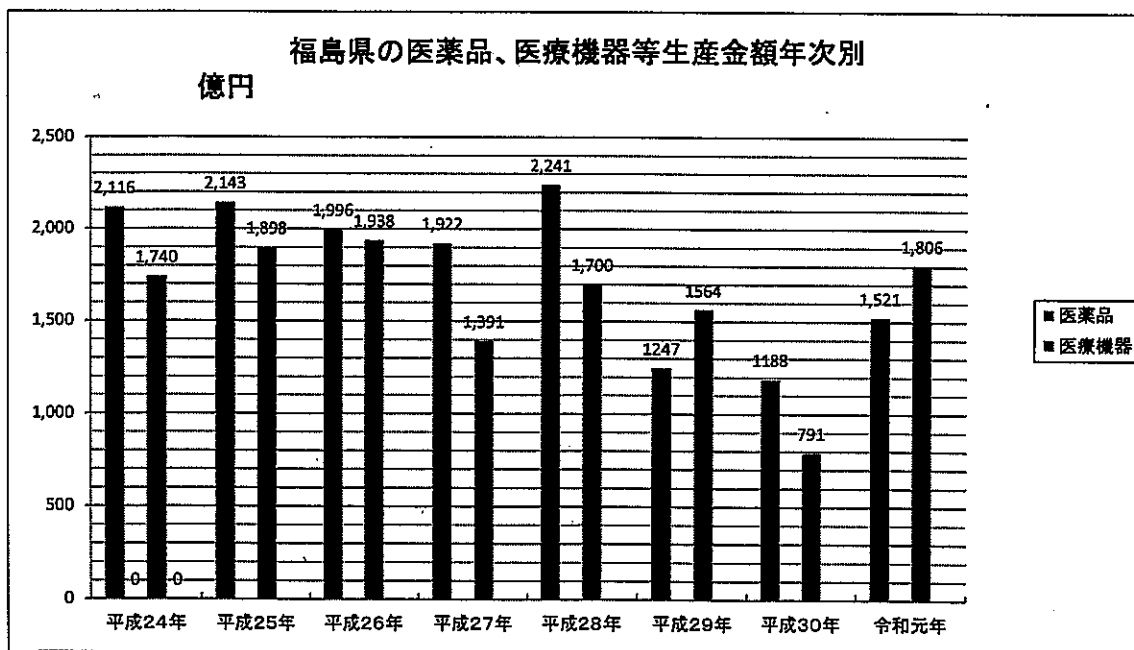
医薬品の生産金額（輸入を含む）は、対前年比約4.7%減少した。

医療機器の生産金額は、対前年比約49.4%減少した。

単位：百万円

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	
医薬品	製造金額	105,707	107,581	105,144	86,476	104,114	120,756	114,532	149,855
	輸入金額	105,852	106,811	94,503	106,709	119,979	3,904	4,280	2,200
	計	211,559	214,319	199,647	192,185	224,093	124,660	118,812	152,055
医療機器	製造金額	108,858	124,471	130,344	77,567	53,066	53,035	55,397	166,063
	輸入金額	65,123	65,316	63,423	61,500	116,910	103,387	23,726	14,586
	計	173,981	189,787	193,767	139,067	169,976	156,422	79,123	180,649

* 医薬品及び医療機器の生産金額（薬事工業生産動態統計調査）



6 薬事監視状況

全県（中核市を含む）の薬事関係営業者数は、8,116件であり、立入検査施設数（業務上取扱施設の立入検査を除く。）は1,684件、9.1%の立入監視率であった。監視率は前年度より低下した。

違反発見施設数は178件であり、前年度の268件より90件減少した。

薬事許可業態別違反率（違反発見施設数／立入検査施設数）は、薬局（37.0%）、店舗販売業（47.1%）、卸売販売業（11.5%）であった。

違反内容別では、構造設備の不備、販売体制等の不備が多かった。

(1) 医薬品等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和元年7月1日～令和2年2月28日（製造業者等）
令和元年7月1日～令和元年10月31日（薬局等）
令和元年7月1日～令和2年2月28日（配置販売業）

- ② 実施対象 医薬品等製造販売業者及び製造業者、薬局及び医薬品販売業者

③ 監視重点事項

- (ア) 医薬品等製造業者に対するGMPの遵守状況
- (イ) 医薬品等製造販売業者に対するGQP/GVPの遵守状況
- (ウ) 薬局にあつては、薬剤師以外の者による調剤行為の有無について確認
- (エ) 偽造医薬品流通防止のために適切な措置を講じているかどうか
- (オ) 濫用等のおそれのある医薬品の販売が適正に行われているか

④ 監視結果

立入検査施設数は製造業者等33件、薬局等79件であった。

20項目の不適があり、主には薬局等における医薬品業務手順書の作成及びその運用、薬局等（構造設備や医薬品、帳簿、従業員等）の管理、薬局医薬品等の販売等の記録であった。

⑤ 収去検査

事例なし

(2) 医療機器等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和元年7月1日～令和2年2月28日

- ② 実施対象 医療機器等製造業者及び製造販売業者、医療機器修理業者及び販売業者等

③ 監視重点事項

- (ア) 指定品目の製造業者に対するQMS実施状況
- (イ) 指定品目の製造販売業者に対するQMS体制及びGVP実施状況

④ 監視結果

立入検査施設数は製造業者等20件、修理業者27件、販売業者等（再生医療等製品販売業を含む）104件であった。

⑤ 収去検査

単回使用採血用針等 2検体（無菌試験）

業種	許可(年産産出量)(数)	立入(年産産出量)(数)	流通(年産産出量)(数)	特(年産産出量)(数)	量産要件数(年度中)											処分要件数(年度中)					その他(年度産出量)(数)							
					製法	品質	生産	流通	消費	貯蔵	包装	輸送	廃棄	再販	再販	再販	再販	再販	再販	再販		再販	再販					
酒類	885	211	78	30																					18			
製法		40	22																									
品質		83	5																									
生産		1																										
流通		4																										
消費		77	4																									
貯蔵	389	70	33	28																								
包装	188	26	3																									
輸送																												
消費																												
流通	4	1	1																									
消費	69	1	1																									
流通	208																											
消費	212	12																										
流通	18	7																										
消費																												
流通	114																											
消費	78																											
流通	29	9																										
消費	7	1																										
流通	111																											
消費	73	23																										
流通																												
消費	109	42																										
流通	5	2																										
消費	10	3																										
流通	10	3																										
消費	889	141	32																									
流通	9,617	1,071	10																									
消費	78	26																										
流通	45																											
消費	523	37	6																									
流通	801	111																										
消費	39																											
流通	212	1																										
消費	2	3																										
流通	2	2																										
消費	84																											
流通																												
消費	26	3	1																									
流通																												
消費	7,999	1,694	178	67																								
流通																												
消費	7,999	1,694	178	67																								
流通																												
消費																												
流通																												

* 処分要件数(年度中)の他は、調査や検査の件数を計上しており、総計は含まない。

7 医薬品等の苦情相談処理状況

県消費生活センターに週1回設置している「医薬品等の苦情相談室」における処理状況は、次のとおりであった。

総処理件数42件だった。医療用医薬品やいわゆる健康食品に関する相談が多く、内容としては医薬品の安全性や品質に関するものが多かった。

(1) 苦情件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医薬部外品	健康食品	化粧品	保健衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
件数	21	3	0	7	0	2	1	5	3	42
割合(%)	50.0%	7.1%	0.0%	16.7%	0.0%	4.8%	2.4%	11.9%	7.1%	100%

(2) 苦情項目件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医薬部外品	健康食品	化粧品	保健衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
安全・衛生	19	2		4		2		2	2	31
効能・効果 (品質機能)	16	3		5		1	1	3	2	31
法規	2			2			1			5
価格				3				1		4
表示・広告		1						1		2
販売方法				1						1
対応	2						1			3
包装・容器										0
買物相談								1		1
生活知識										0
その他										0
合計	39	6	0	15	0	3	3	8	4	78

8 薬事関係講習会の開催状況

医薬品等製造販売業者・製造業者、薬局・薬店、医療機器販売業者等を対象として、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、各種講習会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会等へ講師を派遣し、関係法令の周知を図りました。

名 称	開催年月日	対 象	参加人数	内 容
薬事研修会	31. 4. 21	福島県薬剤師会会員	580名	「薬機法の一部改正について」、「平成31年度薬務事業について」
薬事講習会	元. 5. 13	福島県医薬品配置協会会員	120名	「薬事関係法規・制度・関連法規について」
配置従事初任者講習会	元. 6. 6	配置従事予定者及び配置従事初任者	9名	「薬事法令について」、「医薬品の知識について」
福島県医薬品卸組合通常総会	30. 6. 20	医薬品卸組合会員	10名	「最近の薬務行政について」 他
福島県医薬品登録販売者協会研修会	元. 6. 27 元. 10. 10	医薬品登録販売者協会会員	90名	「薬事関連法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策」 「薬事関係法規・制度・安全対策・リスク区分の変更があった医薬品等について」
医療ガス安全講習会	元. 7. 19	医療従事者、高圧ガス取扱従事者等	61名	「医薬品としての医療ガスについて」
医薬品・医療機器等製造販売業者等講習会	元. 7. 30	医薬品等製造販売業者等	149名	「薬機法改正と最近の薬事監視行政に係るトピックス」他
医療機器販売業等の営業所管理者及び医療機器修理業の責任技術者に対する継続的研修	元. 12. 11	県内医療機器販売・貸与・修理業者	170名	「医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令」
医療機器品質保証担当者等人材育成セミナー	元. 11. 28 2. 1. 22 2. 1. 29 2. 2. 26	県内の医療機器等製造販売業者・製造業者の品質保証担当者、薬事担当者	135名	「QMSとGVPの概要」、「CAPAとしての原因追及と是正措置(QMS)」、「医療機器及びQMSの改善に向けて」、「人工知能の医療応用と位置付け」他
医療機器安全管理スキルアップ実機演習セミナー	2. 1. 26 2. 2. 2 2. 2. 22	医療機関職員(看護師、放射線技師、薬剤師等)	36名	「医療機器安全管理責任者等に求められていること」、「医療機器安全管理の実際」 他
高度管理医療機器等販売等継続研修会	元. 11. 17	福島県薬剤師会会員	360名	「医薬品医療機器等法の法その他薬事に関する法令について」 他
在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナー	2. 1. 26 2. 2. 2 2. 2. 22	薬局薬剤師及び病院薬剤師	54名	「本県における在宅医療の現状と課題～薬剤師に期待すること～」、「フィジカルアセスメントに必要な基本的手技の習得」 他
認知症対応薬局対応力向上研修会	元. 7. 22	薬局薬剤師	130名	※(一社)福島県薬剤師会に委託
認知症対応薬局研修会	元. 10. 18 元. 11. 7 元. 11. 11 元. 11. 13 2. 2. 13 2. 2. 19 2. 2. 25 2. 3. 4	薬局薬剤師	435名	「仙台市薬剤師会の取組み」 「認知症対応について～医師の立場から～」 他

9 国有ワクチン供給状況

品目	年度												元
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
ガスエソウマ抗毒素	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
ボツリヌスウマ抗毒素	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジフテリアウマ抗毒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乾燥組織培養不活性化狂犬病ワクチン	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-

※平成25年度までは、県において「乾燥ガスエソウマ抗毒素」を国から購入し備蓄していたが、需要頻度が低いこと、また、東北地区の国有ワクチン等保管場所が隣県のため随時搬送可能であることから、平成26年度以降、県は国有ワクチン等を備蓄していない。

10 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況で見ると、昭和49年以降急速に増加した。平成19年以降の処方せんの発行枚数はほぼ横ばいとなっている。

また、処方せん受取率で見ると、全国平均が74.9%であるのに対し、本県は79.6%で全国11位であった。

年次別処方せん取扱い状況

年次	処方せん枚数	請求金額	取扱薬局数	保険薬局数
47	9,731	7,587,563	30	
48	7,930	5,982,264	20	
49	16,403	18,910,936	56	
50	72,713	109,740,520	74	290
51	148,190	279,778,949	107	304
52	330,510	712,185,874	129	316
53	429,016	994,777,261	114	331
54	560,473	1,370,611,860	116	361
55	854,085	2,280,768,895	144	371
56	1,048,772	2,855,203,130	151	378
57	1,250,432	3,500,618,800	181	394
58	1,296,057	3,888,162,983	166	393
59	1,213,195	3,601,710,445	165	385
60	1,236,618	3,749,842,361	162	384
61	1,187,357	3,991,450,072	140	381
62	1,238,188	4,311,772,547	148	372
63	1,311,165	4,705,295,198	144	376
H元	1,294,650	4,968,057,470	150	376
2	1,446,701	5,614,242,876	156	376
3	1,457,780	6,045,516,984	161	379
4	1,636,629	7,041,571,189	174	389
5	2,054,466	9,226,011,438	199	426
6	2,738,671	13,719,252,718	293	450
7	3,756,618	20,127,856,054	376	471
8	4,360,115	24,758,959,800	409	489
9	5,109,581	29,016,953,260	475	537
10	6,469,722	37,356,167,250	543	592
11	7,971,617	46,514,733,940	583	641
12	9,327,477	55,611,156,920	629	678
13	9,756,960	60,886,217,420	660	701
14	10,317,647	65,391,550,000	686	737
15	10,391,697	72,316,170,000	703	754
16	10,857,584	78,281,720,000	741	793
17	11,421,224	84,701,190,000	771	798
18	11,599,015	85,786,980,000	798	826
19	12,075,183	92,447,620,000	811	836
20	12,121,792	96,251,540,000	831	859
21	12,243,662	103,149,360,000	835	862
22	12,323,901	105,051,020,000	849	864
23	12,240,181	108,763,110,000	808	861
24	13,099,843	114,550,170,000	820	867
25	12,806,387	118,546,000,000	832	875
26	12,761,334	118,982,680,000	845	879
27	12,746,921	126,360,460,000	847	878
28	12,909,464	120,722,800,000	863	886
29	12,637,379	121,114,960,000	853	873
30	12,364,225	116,306,930,000	850	860
R元	12,276,701	117,931,660,000	864	877

請求金額については、平成14年から日本薬剤師会調べ「保険調剤の動向（速報値）」の年度報（3月～2月）を参考値として記載

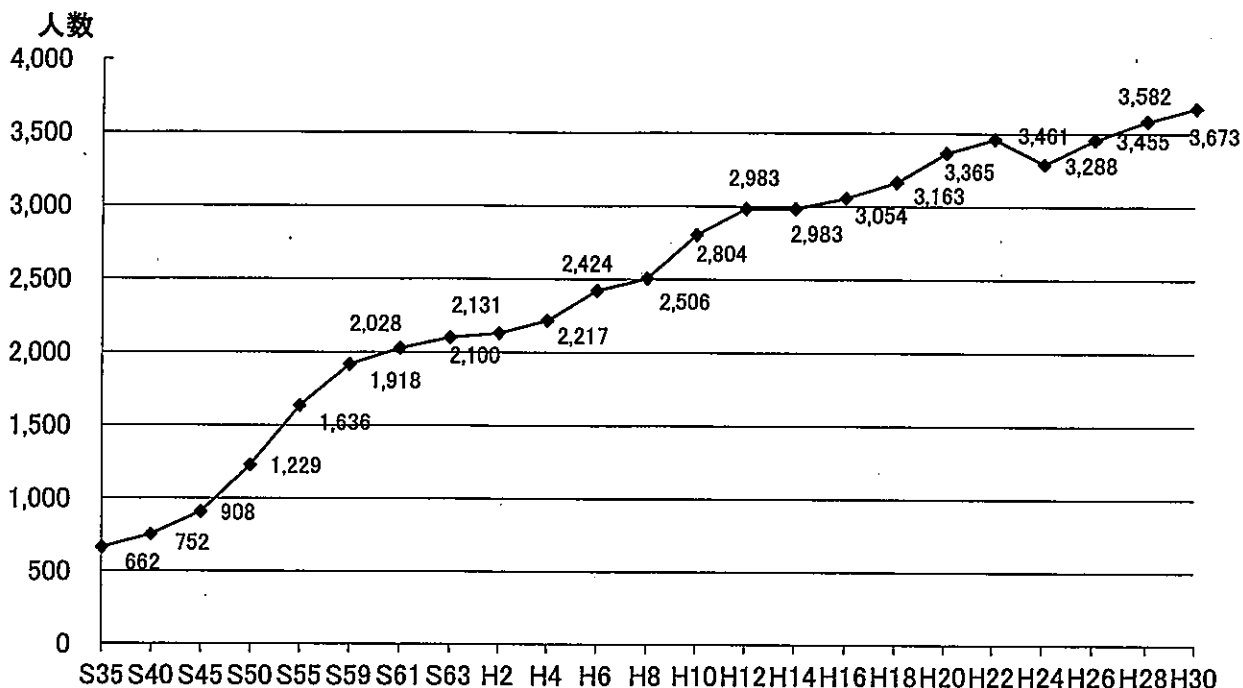
保健所別処方せん取扱い状況

保健福祉 事務所名	処方せん枚数	構成比率	取扱薬局数	保険薬局数 ※	在宅薬剤 管理指導
	枚	%			
県 北	3,388,275	26.8%	246 (251)	249	229
県 中	3,404,301	26.9%	209 (211)	206	182
県 南	636,299	5.0%	51 (51)	47	42
会 津	1,621,749	12.8%	113 (114)	112	103
南会津	80,161	0.6%	7 (7)	7	7
相 双	805,846	6.4%	57 (59)	61	51
いわき市	2,728,081	21.5%	184 (184)	182	166
計	12,664,712	100.0%	867 (877)	864	780

() 内は薬局総数、R元. 12. 31現在

※保険薬局数： 保険指定薬局数 (東北厚生局福島事務所調べ)

11 県内薬剤師の状況



12 医薬品等安全対策としての情報提供体制

医薬品等の安全確保のため、昭和53年度から「福島県医薬品情報委員会」を設置し、県内医療機関、薬局等に対し、「福島県医薬品情報」を伝達してきたが、平成10年度にそれを廃止し、一般社団法人福島県薬剤師会に対し医薬品情報をリアルタイムで入手できるFAXBOXシステムの設備整備補助を行った。

(1) 情報の提供対象

医療機関、薬局、行政機関等各関係機関、各関係団体、一般

(2) 情報提供を行う施設

一般社団法人福島県薬剤師会薬事情報センター

(3) 提供する情報の種類

- 緊急安全情報
- 医薬品使用上の注意改訂情報
- 新医薬品情報
- 厚生労働省医薬品安全性情報
- 新添付文書
- トピックス等

なお、医薬品等の安全性情報については、様々な報告制度を通じて、厚生労働省で情報の収集、評価及び行政措置を一元化して行っており、この内容を厚生労働省、PMDA等からのメール、メーカーからの文書等により情報を入手し、関係団体に情報提供しているところである。

13 薬と健康の週間の事業状況

行政と薬事7団体で構成する福島県くすりの週間実行委員会の共催で本事業を実施しているが、恒常的行事として、ポスターの掲示及びリーフレットを配布し、薬物乱用防止出前講座を開催するなど、県民への啓発を図った。

また、平成31年度は、須賀川地区及びいわき地区を重点地区と定め、お薬と健康の相談、健康測定、こども薬剤師体験等を通じ、本週間の意義、医薬分業の必要性等について啓蒙普及を図った。

さらに、薬事衛生功勞で知事感謝状の表彰を行った他、福島県くすりの週間実行委員会委員長（県薬剤師会長）表彰も行われた。

14 薬事関係表彰

表彰区分	氏名又は団体名	所属	功 勞 名	月 日
大臣表彰	初澤 喜子	薬剤師会	薬事衛生功勞	元. 10. 21
知事表彰	初澤 喜子	薬剤師会	薬事衛生功勞	元. 5. 16
知事感謝状	長谷川 祐一	薬剤師会	薬事衛生功勞	2. 1. 24
	細井 正彦	薬剤師会		
	田崎 政則	病薬		

15 災害時医薬品等の備蓄供給体制

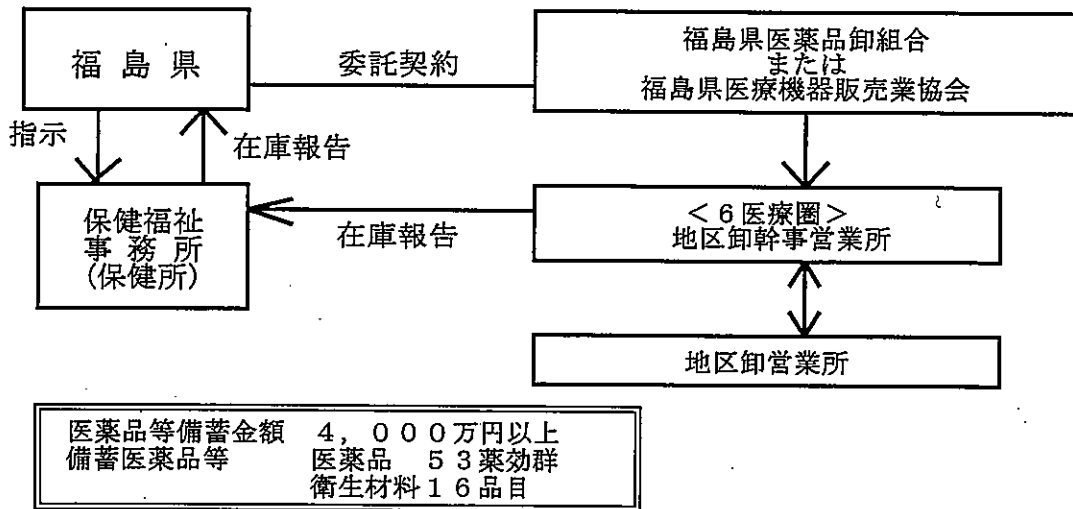
平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害時発生時の初動期（1～3日）に必要とされる医薬品等を、医薬品については県医薬品卸組合と、また、平成23年度より衛生材料については県医療機器販売業協会と委託契約を行い、県内6地区（南会津地区は会津地区に含む。）に備蓄している。

東日本大震災の際には、震災当日から当該供給体制により各医療機関、救護所、医療チーム等に対して医薬品等の供給（3/11～9月末まで計540回）を行った。

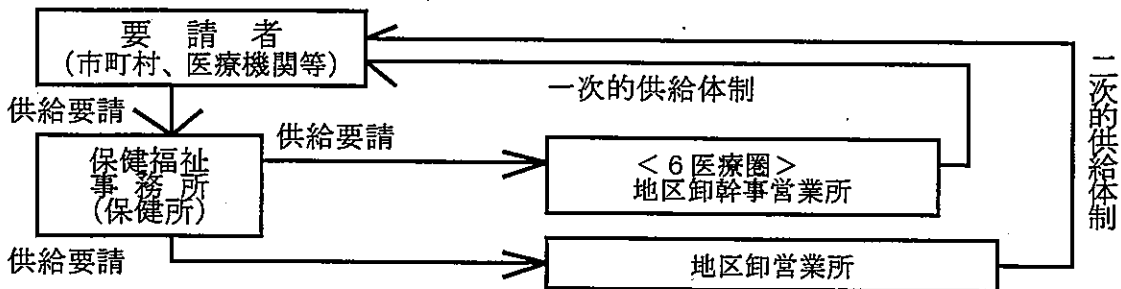
また、福島県薬剤師会と「災害時における医療救護活動についての協定」を締結したことに伴い、発災後、医薬品集積所における仕分け作業、救護所における調剤、医療チームに同行しての服薬指導等の医療救護活動（3/18～8月末まで延べ2,788名）を行った。

平成26年5月27日には、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門福島県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結し、災害時の医療ガス等の供給協力体制を構築した。

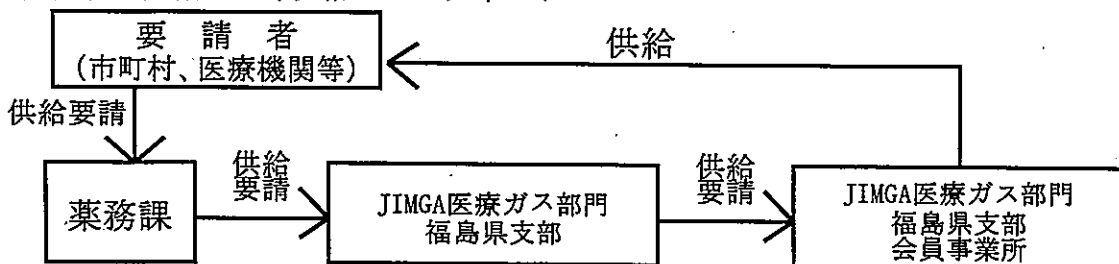
(1) 災害時医薬品等備蓄フローチャート



(2) 災害時医薬品等供給フローチャート



(3) 災害時医療ガス等供給フローチャート



(4) 災害時医薬品備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	卸営業所数 (卸幹事含む)
県 北	(株)スズケン福島支店	024-525-1233 024-535-8467	5
県 中	東北アルフレッサ(株)	024-959-6614 024-959-6135	5
県 南	(株)バイタルネット白河支店	0248-23-2811 0248-23-2231	3
会 津	東邦薬品(株)会津営業所	0242-27-1771 0242-27-0654	5
相 双	東北アルフレッサ(株)	0244-22-5141 0244-24-1484	3
いわき	(株)メディセオいわき支店	0246-21-8835 0246-21-8871	5
合 計			26営業所

(5) 災害時備蓄医薬品の薬効分類群等

- ① 内 服 薬 (13剤)
- ② 注 射 剤 (26剤)
- ③ 輸 剤 (5剤)
- ④ 外 用 剤 (8剤)
- ⑤ 防疫用薬剤 (1剤)

(6) 災害時衛生材料備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	卸営業所数 (卸幹事含む)
県 北	サンセイ医機(株)	0243-62-0155 0243-62-1525	3
県 中	(株)エヌジェイアイ	024-933-8936	3
県 南		024-933-8243	
会 津	(株)三陽 会津営業所	0242-27-4134 0242-28-1134	2
相 双	サンセイ医機(株)原町営業所	0244-23-4611 0244-23-4679	1
いわき	(株)三陽いわき営業所	0246-27-7631 0246-27-3607	3
合 計			12営業所

(7) 災害時備蓄衛生材料

① 衛生材料(16品目)

(8) 災害時医療ガス等供給体制(協定)

地 区	事 業 者	上段：電話番号 下段：FAX番号	会 員 事業所数
全 県	(一社)日本産業・医療ガス協会 東北 地域本部医療ガス分門 福島県支部※	024-942-8731 024-953-3411	48

※略称：J I M G A医療ガス部門福島県支部

福島県災害時医薬品等備蓄品目表 (医薬品53薬効群・衛生材料16品目)

1. 内服薬 (13剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静剤・抗不安剤 (112) (T)	8	消化性潰瘍用剤 (232) (T)
	催眠鎮静剤・抗不安剤 [シロップ等] (112) (mL)		消化性潰瘍用剤 (232) (包)
2	解熱・鎮痛・消炎剤 (114) (T)	9	整腸剤 (231) (包)
	解熱・鎮痛・消炎剤 [シロップ等] (114) (mL)	10	止瀉剤 (231) (T)
3	総合感冒剤 (118) (包)	11	抗生物質製剤 (613) (T)
	総合感冒剤 [小児用] (118) (包)		抗生物質製剤 [シロップ用剤] (613) (包)
4	不整脈用剤 (212) (T)	12	合成抗菌剤 (624) (T)
5	血圧降下剤 (214) (T)	13	抗ウイルス剤 (625)
6	血管拡張剤 (217) (T)		タミフル・ドライシロップ (本)
7	気管支拡張剤 (225) (T)		
	気管支拡張剤 [シロップ等] (225) (mL)		

2. 注射剤 (26剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静・抗不安剤 (112)	14	制吐剤 (239)
2	抗てんかん剤 (113)	15	副腎ホルモン剤 (245)
3	解熱・鎮痛・消炎剤 (114)	16	インスリン [速効・中間・持続性] 100単位/mL (249)
4	鎮痙剤 (124)	17	電解質補液 カリウム (331)
5	強心剤 (211)	18	電解質補液 ナトリウム (331)
6	不整脈用剤 (212)	19	電解質補液 カルシウム (321)
7	利尿剤 (213)	20	止血剤 (332)
8	血圧降下剤 (214)	21	血液凝固阻止剤 (333)
9	血管拡張剤 (217)	22	解毒剤 (392) [炭酸水素ナトリウム]
10	呼吸促進剤 (221)	23	酵素製剤 (395) [ウロキナーゼ製剤]
11	気管支拡張剤 (225)	24	抗ヒスタミン剤 (441)
12	消化性潰瘍用剤 (232)	25	抗生物質製剤 (61)
13	腸管運動機能亢進剤 (239)	26	抗破傷風人免疫グロブリン (634)

3. 輸液 (5剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	5%ブドウ糖液 (323)		輸液 (人工透析液を含む)
2	50%ブドウ糖液 (323)	4	電解質輸液開始液
3	生理食塩水 (331)	5	電解質輸液維持液

4. 外用薬 (8剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	外皮用殺菌消毒剤 (261)	5	殺菌精製水 (713)
2	うがい薬 (226)	6	催眠鎮静・抗不安剤座剤 (112)
3	止痒軟膏 (264)	7	解熱・消炎・鎮痛剤座剤 (264)
4	火傷用軟膏 (263)	8	消炎・鎮痛パップ剤 (264)

5. 防疫用薬剤 (1剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	防疫用殺菌消毒剤 (732)

6. 衛生材料 (16品目)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	副木材料 (金属製可)	9	注射筒 (針付)
2	三角巾	10	インスリン注射筒 100単位/mL用
3	清浄綿	11	点滴輸液セット
4	脱脂綿 (カット綿)	12	手袋 ラテックス (パウダーフリー)
5	伸縮包帯	13	サージカルマスク
6	救急絆創膏	14	メディカルキャップ
7	サージカルテープ	15	血圧計
8	ガーゼ	16	体温計

第 2 毒物劇物

(概 況)

毒物劇物については、事件事故等による健康被害の発生を未然に防止し、県民の安心安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者に対する立入検査を計画的に実施している。

1 毒物劇物営業者数（保健所別）

令和2年3月31日現在

	毒物劇物											特定 毒物 研究者	合計
	製 造 業		輸 入 業		販 売 業			業務上取扱者					
					一 般	農 業 用	特 定	め電 つ き 業 気	熱金 処 理 業 属	運 送 業	防し ろ あ 業 り		
県北	4	県 3 大 1	3	県 0 大 3	52	42	5	0	0	0	0	8	114
県中	14	県 10 大 4	1	県 1 大 0	40	64	2	2	2	0	0	6	131
県南	2	県 2 大 0	4	県 0 大 0	41	43	1	1	0	1	0	0	89
会津	6	県 5 大 1	0	県 0 大 0	86	59	4	3	0	1	0	1	160
南会津	1	県 1 大 0	0	県 0 大 0	5	15	1	0	0	0	0	0	22
相双	9	県 5 大 4	1	県 1 大 0	55	33	0	3	0	3	0	1	105
薬務課	23	県 7 大 16	3	県 1 大 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	59	県 33 大 26	8	県 3 大 5	279	256	13	9	2	5	0	16	647
福島市	—	県 — 大 —	—	県 — 大 —	108	30	10	1	0	0	0	—	149
郡山市	—	県 — 大 —	—	県 — 大 —	189	46	8	6	1	10	0	—	260
いわき市	—	県 — 大 —	—	県 — 大 —	151	40	4	5	0	27	0	10	237
小計	—	県 — 大 —	—	県 — 大 —	340	86	12	11	1	37	0	10	497
合計	59	県 33 大 26	8	県 3 大 5	619	342	25	20	3	42	0	26	1,144

- * 1 製造業・輸入業欄の「県」は知事登録
- * 2 製造業・輸入業欄の「大」は厚生労働大臣登録

2 毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

令和元年度

業種	件名	新 規	登 録 更 新	登録票		計
				書 換 交 付	再 交 付	
毒物劇物販売業		14	32	2	0	48
業務上届出事業場		0				0
特定毒物研究者		0				0
毒物劇物取扱者試験合格者				6	21	27
計		14	32	8	21	75

3 毒物劇物製造業(輸入業を含む)登録等の取扱件数

令和元年度

区 分	申 請				届 出			申 請 ・ 届 出 の 計	
	新 規 登 録	登 録 変 更	登 録 更 新	登 録 票		変 更 届 (取 扱 責 任 者 設 置 含 む)	そ の 他		又 業 は 務 休 廃 止 止
				書 換 交 付	再 交 付				
厚生労働大臣登録	2	3	2	3	0	7	6	2	25
県知事登録	0	3	8	1	0	3	10	0	25
計	2	6	10	4	0	10	16	2	50

4 毒物劇物監視状況

本県では、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理状況、製品の表示、危害防止規定に基づく保安点検の実施状況、譲渡手続、保管管理状況、人事異動等に伴い取扱責任者が不在となっていないか等を重点的に監視した。

また、大規模自然災害に伴い毒物劇物の流出事故が発生していることから、日頃の在庫管理に加えて、地域のハザードマップ等を考慮した保管管理を行うよう指導した。

令和元年度における毒物劇物関係の登録及び届出数は1,235件(中核市を含む)であり、登録及び届出施設に対する立入検査施設数は212件(法第22条第5項の者を除く。)、立入監視率は17.0%であった。

違反発見施設は63件(法第22条第5項の者を含む。)であり、前年度より17件減少した。

登録業態別違反率(違反発見施設数/立入検査施設数)は、一般販売業23.9%、農薬用品目販売業33.8%、特定品目販売業50.0%であった。

違反内容別では、取扱違反、譲渡手続違反、その他の順に多かった。

	違反発件数(年度中)											知分件数(年度中)					知分件数(年度中)					知分件数(年度中)																	
	違反発件数(年度中)				違反発件数(年度中)				違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)			違反発件数(年度中)												
	登録・届出許可施設数(年度末現在)	立入検査施設数(年度中)	違反施設数(年度中)	その他	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続違反	その他	登録・許可取消	業務停止	設備改善命令	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続違反	その他	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続違反	その他	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続違反	その他	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続違反	その他							
製造業	1																																						
大臣登録分																																							
知事登録分			10																																				
輸入業																																							
大臣登録分																																							
知事登録分			3																																				
一般販売業			109		26	3	18	2	7	7																													
農薬用品目販売業			77		26	1	13		11	8																													
特定目販売業			35		2		1	2	1																														
電気めつき事業			21		11		4	3	2	3																													
金属熱処理事業			3																																				
毒物劇物運送事業			41		1																																		
しるあり防除事業																																							
法第22条第5項の指			131		6		3		5																														
計			343		83	4	39	9	19	16																													
特定毒物研究者			25		2																																		
合計			1,260		63	4	39	9	19	18																													

5 毒物劇物取扱者試験

○月 日 令和元年8月27日

○場 所 郡山市南二丁目52番地

ビッグパレットふくしま

区 分		出 願 者	受 験 者	合 格 者	合 格 率
平成 31 年	一 般	344 人	326 人	104 人	31.9%
	農業用品目	149 人	143 人	26 人	18.2%
	特 定 品 目	6 人	6 人	1 人	16.7%
	計	499 人	475 人	131 人	27.6%
平成	10 年	284	275	115	41.8
平成	11 年	302	285	122	42.8
平成	12 年	299	281	114	40.6
平成	13 年	346	330	126	38.2
平成	14 年	253	243	97	39.9
平成	15 年	298	288	102	35.4
平成	16 年	345	332	94	28.3
平成	17 年	369	353	98	27.8
平成	18 年	420	407	107	26.3
平成	19 年	421	403	111	27.5
平成	20 年	443	427	134	31.4
平成	21 年	436	425	129	30.4
平成	22 年	493	482	140	29.0
平成	23 年	370	350	98	28.0
平成	24 年	468	450	81	18.0
平成	25 年	470	454	110	24.2
平成	26 年	431	411	125	30.4
平成	27 年	450	425	125	29.4
平成	28 年	506	472	111	23.5
平成	29 年	433	406	112	27.6
平成	30 年	457	433	132	30.5
平成	31 年	499	475	131	27.6

6 毒物劇物関係講習会開催状況

毒物劇物製造・販売業者等を対象とし、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、例年、講習会を開催している。

名 称	開催年月日 開催場所	対 象	参加人数	内 容
農薬危害防止 講習会	元.7.8 郡山市	毒物劇物販売 業者等	194名	「県内の農薬中毒事故と毒物及び劇物取締 法について」 「農薬の安全・適正使用、(住宅地周辺での 農薬使用)」
	元.7.16 郡山市		147名	「河川等周辺環境に配慮した農薬使用につ いて」 「農薬適正使用をめぐる情勢について」

第3 麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等

(概 況)

覚醒剤等の薬物事犯は依然として跡を絶たず、しかも覚醒剤不正使用者が暴力団員など特定階層の者から一般住民に及んでいる状況にある。

このことを踏まえ、県下16地区薬物乱用防止指導員地区協議会を中心として、地域に根差した薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、麻薬及び向精神薬取扱者、覚醒剤等取扱者、大麻栽培者等に対する立入検査を実施し、乱用薬物の不正流出防止を図った。

1 麻薬取扱者数（保健所別）

令和2年1月1日現在

区 分	麻 薬 卸 業 者	麻 薬 小 業 者	麻 薬 施 用 者				麻 薬 管 理 者	麻 薬 研 究 者	合 計
			医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	小 計			
総 数	28	770	3,444	85	86	3,615	270	32	4,715
県 北	6	227	1,284	21	28	1,333	81	24	1,671
県 中	6	180	936	45	23	1,004	77	3	1,270
県 南	3	42	171	1	6	178	14	1	238
会 津	5	99	385	8	5	398	32	1	535
南会津	0	7	22	0	1	23	3	1	34
相 双	3	48	156	4	5	165	14	0	230
いわき	5	167	490	6	18	514	49	2	737

2 大麻栽培者・栽培面積（年次別）

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
栽培者数（人）	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3
総面積（a）	4.3	4.3	4.0	4.0	4.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5

3 大麻・けし抜去本数推移

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年
大 麻（本）	32	35	206	120	0	10,433	325	842	51	25
け し（本）	21,830	1,914	5,995	1,536	6,420	11,656	14,590	11,486	2,691	13,654

4 麻薬関係立入検査状況

(令和元年)

業 種	項 目	対 象 元・12・31現在 ・業務所数	立入検査箇所数	違反・業務所数	違 反 内 容						処 置			
					譲渡・譲受証	帳簿	管理・保管	施用・処方せん	施用に関する記録	その他	計	送致・業務停止	始末書	その他
家庭麻薬製造業者		1												
麻薬卸売業者		28	20											
麻薬小売業者		764	213	8		4	2			2	8			8
麻薬診療施設	病院	124	123	9		4	1	3	1	1	10			9
	一般診療所	582	43	7		4	3				7			7
	歯科診療所	6	2	1		1			1		2			1
	飼育動物診療施設	78	6											
麻薬研究所		32	4											
けし研究所														
大麻栽培者		3	9											
大麻研究者		8												
計		1,626	420	25	0	13	6	3	2	3	27	0	0	25

5 覚醒剤関係立入検査状況

(令和元年)

業種	項目	対象・業務所数 元・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					処置		
					譲渡・譲受証	管理・保管	所持・使用	帳簿	その他	計	始末書	その他
覚せい剤	覚醒剤施用機関 (大臣指定)	1										
	覚醒剤施用機関 (知事指定)	4	2									
	覚醒剤研究者	14	1									
覚せい剤原料	覚醒剤原料製造業者											
	覚醒剤原料取扱者	33	12									
	覚醒剤原料研究者	7										
	薬局	875	178	9	5		1	3	9		9	
	病院・診療所	2,416	192	1	1				1		1	
	飼育動物診療施設	28										
計		3,378	385	10	0	6	0	1	3	10	0	10

6 向精神薬関係立入検査状況

(令和元年)

業種	項目	対象・業務所数 元・12・31現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					処置		
					譲渡し等	廃棄	保管・管理	記録	その他	計	始末書	その他
	向精神薬輸入業者	1										
	向精神薬製造製剤業者	3										
	免許みなし卸売販売業者	168	27									
	免許みなし薬局	875	170	2			1	1		2		2
病院等	病院	132	107	3		1		2		3		3
	一般診療所	1,412	72	1				1		1		1
	歯科診療所	872	50									
	飼育動物診療施設	28										
	向精神薬試験研究施設	24	1									
計		3,515	427	6	0	1	1	4		6	0	6

7 大麻・けし抜去状況（令和元年度）

総本数		
○ けし		13,654 本
あへん法違反 始末書		5 件
嚴重注意		35 件
自生		5 件
○ 大麻		25 本

令和元年度のけし抜去本数は、前年度と比較して、県北地域で約5,200本、県中地域で約4,200本、会津地域で約1,780本増加した。
また、相双地域で25本の自生大麻を抜去した。

	けし抜去	大麻抜去
県 北	5,812 本	0 本
県 中	5,705 本	0 本
県 南	1 本	0 本
会 津	1,780 本	0 本
南 会 津	0 本	0 本
相 双	116 本	25 本
い わ き 市	240 本	0 本

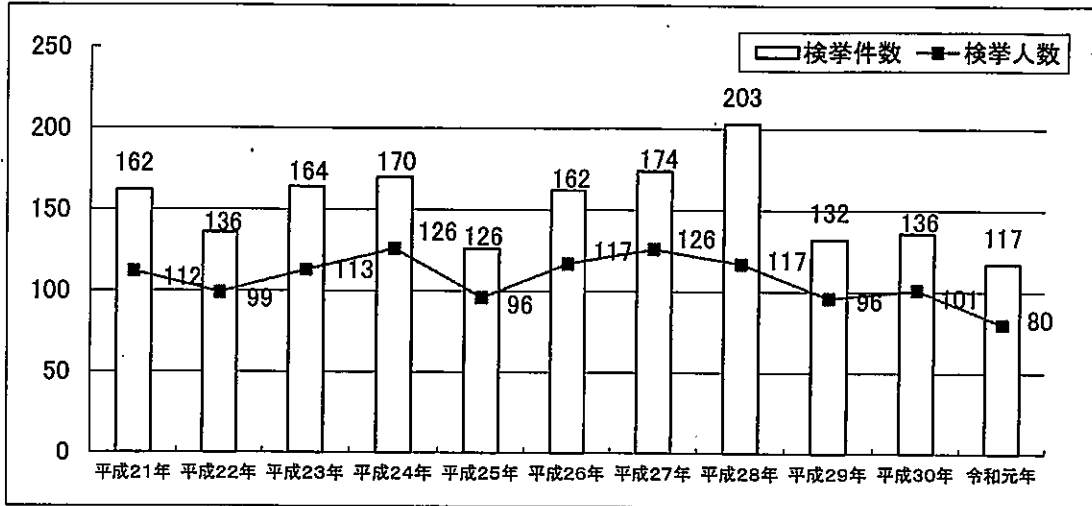
大麻・けし抜去状況（過去5年間）

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻
県 北	5	0	1,209	0	540	0	34	0	571	0
県 中	334	0	6,787	0	7,569	0	7,253	0	1,460	0
県 南	2,429	0	1,983	0	450	0	1,369	0	240	0
会 津	0	0	0	0	538	0	0	0	0	0
南会津	0	0	0	0	20	0	0	0	0	0
相 双	2,021	0	1,377	10,433	4,383	325	659	842	258	51
いわき市	1,631	0	300	0	1,090	0	2,171	0	162	0
計	6,420	0	11,656	10,433	14,590	325	11,486	842	2,691	51

8 県内の薬物乱用の状況

(1) 覚醒剤事犯の年次別検挙状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙件数	162	136	164	170	126	162	174	203	132	136	117
検挙人数	112	99	113	126	96	117	126	117	96	101	80



(2) シンナー・ボンド等乱用者の検挙状況

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人数	18	15	10	7	11	3	5	6	4	6	5

(3) 指定薬物(危険ドラッグ)事犯の検挙状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
検挙人数	1	10	4	5	0	0

(県警組織犯罪対策課資料より)

9 薬物乱用防止関係事業の状況

令和元年における県内の覚醒剤事犯検挙者数は80名であり、前年に比べ21名減少した。一方、大麻事犯検挙者は近年増加傾向にあるなど汚染が懸念されている。

そうした中で、薬物に対する正しい知識を広く県民に啓発するため、令和元年度も薬物乱用防止指導員や関係団体の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動や麻薬・覚醒剤乱用防止運動を実施した。

また、6・26ヤング街頭キャンペーンを県内16市町村18ヶ所で実施し、1,121人が参加した。

さらに、「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業として、大学生ボランティアによる企画・運営により、同世代の若者を主なターゲットとした資材作成や街頭キャンペーン等を実施した。

若年層への普及啓発事業としては、本年度も薬物乱用防止教室の開催や、街頭啓発等を実施している。

(1) 薬物乱用防止教室の実施状況

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施学校数	257	320	313	237	289	254
受講者数	32,636人	34,705人	32,618人	22,761人	27,009人	22,299人

(2) 保健所における薬物相談窓口の実績

各保健所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物乱用の予防啓発の観点から覚醒剤等乱用に関する一般的な相談に応じた。

年度	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他
件数	0	6	10	0	11	4	0	10	5	0	2	9	0	1	2	0	1	0
計	16			15			15			11			3			1		

(3) 薬物乱用防止指導員の表彰

- 厚生労働大臣感謝状の贈呈
菊池 文男 (白河地区)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈
星 幸子 (須賀川地区) 金澤 典子 (石川地区) 野村 一峰 (東白川地区)
- 福島県薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰状の贈呈
江川 純子 (福島地区) 鹿俣 ひろ (安達地区) 遠藤 守 (郡山地区)
渡辺 辰雄 (田村地区) 鈴木 志津枝 (須賀川地区) 三本木 美智子 (石川地区)
田代 洋子 (白河地区) 金澤 行子 (東白川地区) 佐々木 久恵 (会津若松地区)
高橋 秀和 (喜多方地区) 小島原 一枝 (両沼地区) 馬場 二三子 (南会津地区)
鈴木 礼子 (相馬地区) 長谷川 祐一 (いわき地区)

(4) 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業

- ① ヤング健康推進員育成事業
 - ア 大学生ボランティア募集 応募人数14名
 - イ 研修会 計1回開催
- ② 新たな啓発チャレンジ事業
 - ア 啓発活動企画会議
 - ・啓発活動及び啓発資材の企画
 - ・作成した啓発資材：下敷き、蛍光ペン、マグネット等
 - イ 啓発活動の実施
 - ・街頭キャンペーン (郡山市)

第 4 血 液

(概 況)

令和元年度は、献血目標量31,989Lに対して34,317.20Lの実績となり、達成率は107.3%と目標を達成することができました。

献血種別ごとの目標量に対する達成率は、200mL献血で97.0%、400mL献血で100.9%、血漿成分献血で120.5%、血小板成分献血で116.0%でした。

平成22年度に92,329人であった献血人数は、平成23年度には東日本大震災の影響により78,548人にまで減少しました。平成24年度には91,657人に戻ったものの、その後、平成25年度に91,166人、平成26年度に84,749人、平成27年度に80,485人、平成28年度に78,041人、平成29年度に77,618人、平成30年度に76,948人と減少しましたが、令和元年度には77,345人と増加しました。

一方、平成22年度に54,315人であった400mL献血人数は、平成23年度に44,094人に減少しましたが、平成24年度に54,023人、平成25年度に56,159人、平成26年度に58,782人と増加し、平成27年度は58,621人、平成28年度は54,763人、平成29年度は54,272人、平成30年度は52,144人、令和元年度は44,110人とさらに減少しています。

血液製剤の製造については、平成24年4月から日本赤十字社東北ブロック血液センター（宮城県仙台市）に集約されています。

令和元年度の血液製剤の供給数は、250,132単位（200mL単位換算）であり、前年比で97.7%の実績となっています。内訳は、赤血球製剤108,964単位、血漿製剤29,408単位及び血小板製剤111,760単位でした。

若年層の献血者確保の一環として平成15年から始めたジュニア献血ポスターコンクールでは、県内60中学校から326点の応募があり、最優秀作品1点及び優秀作品2点を選定しました。これらの作品を掲載したポスターを県内全中学校へ配布し、献血思想の普及啓発を図りました。

また、本県では医療機関における血液製剤の適正使用を図るため、昭和61年度より血液製剤使用適正化普及事業を推進しており、福島県合同輸血療法委員会と連携して、「福島県合同輸血療法委員会研修会専門部会」、「自己血輸血講習会」の開催、ならびに「輸血に関するアンケート調査」などの事業を実施し、血液製剤の使用適正化を図りました。

1 献血・供給状況

(1) 献血状況

令和元年度

区 分	200mL献血	400mL献血	成分献血	合 計
目 標 (L)	369.00	20,144.00	11,476.00	31,989.00
実 績 (L)	358.00	20,334.00	13,625.20	34,317.20
達 成 率 (%)	97.0	100.9	118.7	107.3
構 成 比 (%)	1.0	59.3	39.7	100.0

(2) 供給状況

令和元年度

献血方法		200mL献血由来	400mL献血由来	成分献血由来	合計 (バッグ)	200mL 単位換算	構成比 (%)
製剤別							
	照射人全血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
赤血球	照射赤血球液 - LR	2,574	53,157	0	55,731	108,888	43.5
	照射洗浄赤血球液 - LR	0	38	0	38	76	0.0
	照射解凍赤血球液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
	照射合成血液 - LR	0	0	0	0	0	0.0
小 計		2,574	53,195	0	55,769	108,964	43.6
新鮮凍結血漿 - LR		320	12,660	942	13,922	29,408	11.7
照射濃厚血小板 - LR		0	0	10,940	10,940	111,760	44.7
合 計		2,894	65,855	11,882	80,631	250,132	100.0

2 月別及び施設別の献血状況

(1) 月別

令和元年度

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200mL	91	166	206	213	185	115	48	227	248	119	78	94	1,790
400mL	4,093	4,148	4,311	4,286	4,313	4,061	1,464	6,725	4,427	4,440	4,103	4,464	50,835
成 分	1,817	1,874	2,088	2,002	2,100	1,953	1,168	2,744	2,128	2,058	2,201	2,587	24,720
合 計	6,001	6,188	6,605	6,501	6,598	6,129	2,680	9,696	6,803	6,617	6,382	7,145	77,345

(人)

(2) 施設別

令和元年度

区 分	移動採血車	血液センター	郡山駅出張所	合 計
200mL	1,365	169	256	1,790
400mL	39,719	5,964	5,152	50,835
成 分	-	14,761	9,959	24,720
合 計	41,084	20,894	15,367	77,345

(人)

3 高等学校献血における献血状況

令和元年度

区分	高等学校	実施高校数	実施率	在校生徒数	献血者数	実施率	2回以上実施回数
県立高校	85	12	14.1	38,965	305	0.8	1
私立高校	18	8	44.4	10,460	558	5.3	1
合計	103	20	19.4	49,425	863	1.7	2

4 献血出前講座等開催状況

	合計	内 訳
献血出前講座 ※1	21件 (1,608人)	県北 9件(478人)、県南 6件(629人)、 会津 1件(110人)、相双 2件(41人)、 福島市 3件(350人)
献血セミナー ※2	79件 (1,671人)	福島管内 44件(963人) 会津管内 15件(280人) いわき管内 20件(428人)

※1 保健福祉事務所(保健所)が開催 ※2 福島県赤十字血液センターが開催

5 過去6年の献血・供給状況

区分 年度	目 標 (人)	実 績 (人)	目標達成率 (%)	供 給 数 (単位)
24	87,210	91,657	105.1	276,181

区分 年度	目 標 量 (L)	実 績 (L)	目標達成率 (%)	供 給 数 (単位)
26 ※	33,570	32,423.27	96.6	263,776
27 ※	30,312	31,721.88	104.7	284,309
28 ※	30,154	31,188.40	103.4	258,732
29 ※	29,829	30,943.15	103.7	265,627
30 ※	30,841	31,182.00	101.1	255,964
元 ※	31,989	34,317.20	107.3	250,132

※献血人数及び献血量の2つの指標による献血目標を、平成26年度以降は献血量のみの1つの指標に変更した。

6 愛の血液助け合い運動月間における事業状況

期間 令和元年7月1日～31日

内容 ア 街頭キャンペーン 県内13市を中心に実施(期間中の献血者 6,501人)

イ 啓 発 資 料 ポケットティッシュ、ポスター、チラシ等

ウ 広 報 テレビ、ラジオ、ホームページ、県公式ツイッター、
新聞、広報紙、広報車等

エ 知事メッセージ 県内59市町村に対し、知事メッセージの伝達

7 福島県献血推進協議会の開催状況

開催年月日	議 事	備 考
令和2年2月6日	(1) 平成31年度献血事業の状況について (2) 令和2年度献血事業計画について (3) その他	

8 血液製剤使用適正化普及事業実施状況

開催年月日	開催地区	参加人数	参加対象	講師
令和元年9月14日 「福島県合同輸血療法 委員会研修会 専門部会」	いわき市	19人	医師 薬剤師 看護師	○報告 「輸血に関するアンケートの調査結果(2018年)および外 来輸血に関する追加調査の結果について」 福島県赤十字血液センター 学術情報・供給課 学術係長 渡邊 範彦 先生 ○専門部会 1 全体会 議題「血液製剤使用適正化方策調査研究事業研究 計画について」 2 部会 議題「各部会ごとの協議」
令和元年12月13日 「自己血輸血講習会」	福島市	29名	臨床検査技師 行政関係者	J A厚生連 白河厚生総合病院 検査科部長(兼)第二内科副部長 中村 研一 先生 公立藤田総合病院 麻酔科長 丸 浩明 先生 学会認定自己血輸血看護師 渡邊 弓子 先生 佐藤 真弓 先生 福島県赤十字血液センター 所長 氏家 二郎 先生 センター付部長(兼)医務課長 菅野 隆浩 先生

9 献血功労表彰

① 厚生労働大臣表彰状伝達 (3団体)

保健所	受賞団体名	年月日
郡山市	福島県中小企業家同友会郡山地区	令和元年7月29日
いわき市	小名浜精錬株式会社小名浜精錬所	
いわき市	三菱ケミカル株式会社小名浜工場	

② 厚生労働大臣感謝状伝達 (11団体)

保健所	受賞団体名	年月日
県 南	こちや自動車工業株式会社	令和元年7月29日
県 南	東北電力株式会社 白河営業所・白河電力センター	
県 南	岩通マニユファクチャリング株式会社泉崎営業所	
県 南	バルサン株式会社福島工場	
県 南	山形印刷株式会社	
会津若松市	会津乗合自動車株式会社	
相 双	株式会社IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 相馬事業所	
相 双	オリエンタルモーター株式会社 相馬事業所	
郡 山 市	陸奥テックコンサルタント株式会社	
郡 山 市	日東紡績株式会社富久山事業センター	
いわき市	オリックス・ファシリティーズ株式会社いわき支店	

③ 県知事感謝状 (8団体)

保健所	受賞団体名	年月日
県 北	三井ミーハナイト・メタル株式会社 伊達製鋼所	令和元年12月9日
県 北	株式会社ヨークベニマル伊達店	
県 南	福島協栄株式会社	
県 南	株式会社スズキ製作所	
福 島 市	佐藤工業株式会社	
郡 山 市	一般財団法人生命保険協会福島県協会	
郡 山 市	郡山商工会議所	
いわき市	ニチハ株式会社 いわき工場	

10 市町村別献血状況(令和元年度)

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
福島市保健所	2,491.6	52.8	2,438.8	95.1	6,361	3.8
福島市	2,491.6	52.8	2,438.8	95.1	6,361	3.8
県北保健福祉事務所	1,613.6	7.2	1,606.4	98.8	4,099	3.9
川俣町	102.0	0.4	101.6	98.8	256	3.7
伊達市	476.8	4.8	472.0	95.8	1,204	3.7
桑折町	105.4	0.2	105.2	106.9	311	4.3
国見町	77.6	0.0	77.6	106.9	194	4.2
二本松市	505.2	0.8	504.4	101.6	1,265	4.0
大玉村	88.6	0.2	88.4	102.1	222	4.3
本宮市	258.0	0.8	257.2	93.2	647	3.6
郡山市保健所	2,959.6	88.0	2,871.6	95.7	7,619	3.9
郡山市	2,959.6	88.0	2,871.6	95.7	7,619	3.9
県中保健福祉事務所	1,798.4	11.6	1,786.8	104.8	4,525	4.0
須賀川市	708.6	3.8	704.8	102.5	1,781	4.0
田村市	349.6	1.6	348.0	114.8	878	4.3
三春町	139.0	0.6	138.4	96.1	349	3.6
小野町	111.8	0.6	111.2	128.2	281	5.1
鏡石町	135.4	1.4	134.0	118.6	342	4.7
天栄村	39.6	0.0	39.6	91.7	99	3.4
石川町	113.2	2.8	110.4	93.2	290	3.6
玉川村	40.8	0.0	40.8	71.8	102	2.7
平田村	54.6	0.6	54.0	106.2	138	4.0
浅川町	55.8	0.2	55.6	97.2	140	4.1
古殿町	50.0	0.0	50.0	113.1	125	4.9
県南保健福祉事務所	1,354.0	12.8	1,341.2	105.3	3,417	4.3
白河市	549.8	9.4	540.4	99.3	1,398	4.0
西郷村	252.4	0.4	252.0	121.7	632	5.1
泉崎村	52.6	0.6	52.0	92.6	133	3.7
中島村	63.2	0.0	63.2	141.7	158	5.6
矢吹町	136.4	0.8	135.6	90.7	343	3.6
棚倉町	124.4	1.2	123.2	98.9	314	4.1
矢祭町	61.6	0.0	61.6	125.2	154	5.4
埴井町	75.6	0.0	75.6	106.2	189	4.2
鮫川村	38.0	0.4	37.6	141.8	96	5.9
会津保健福祉事務所	1,936.0	20.4	1,915.6	99.2	4,891	3.8
会津若松市	947.0	14.2	932.8	92.9	2,403	3.5
磐梯町	36.8	0.4	36.4	128.7	93	5.3
猪苗代町	109.8	1.0	108.8	95.5	277	3.8
喜多方市	364.0	2.0	362.0	99.7	364	3.8

区 分	献血量 L	内 訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
北 塩 原 村	30.4	0.0	30.4	133.3	76	5.2
西 会 津 町	48.4	0.4	48.0	118.0	122	4.5
会 津 坂 下 町	152.6	2.2	150.4	118.5	387	4.6
湯 川 村	43.0	0.2	42.8	141.4	108	6.6
柳 津 町	18.4	0.0	18.4	80.7	46	3.1
会 津 美 里 町	140.8	0.0	140.8	97.9	352	3.4
三 島 町	16.0	0.0	16.0	137.9	40	6.5
金 山 町	18.0	0.0	18.0	138.5	45	6.0
昭 和 村	10.8	0.0	10.8	120.0	27	5.6
南会津保健福祉事務所	219.4	6.2	213.2	108.9	564	4.6
南 会 津 町	125.0	5.0	120.0	102.5	325	4.3
下 郷 町	48.0	0.4	47.6	117.1	121	4.8
檜 枝 岐 村	5.6	0.0	5.6	87.5	14	4.6
只 見 町	40.8	0.8	40.0	127.5	104	5.4
相双保健福祉事務所	869.4	15.4	854.0	99.4	2,212	4.0
南 相 馬 市	484.8	7.6	477.2	102.5	1,231	4.2
相 馬 市	335.8	3.8	332.0	101.3	849	4.0
新 地 町	48.8	4.0	44.8	69.9	132	2.9
飯 館 村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
広 野 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
檜 葉 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
富 岡 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
川 内 村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
大 熊 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
双 葉 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
浪 江 町	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
葛 尾 村	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
いわき市保健所	2,564.4	56.0	2,508.4	99.4	6,551	3.4
い わ き 市	2,564.4	56.0	2,508.4	99.4	6,551	3.4

飯 館 村	19.2	0.0	19.2	—	48	—
広 野 町	83.2	1.6	81.6	—	212	—
檜 葉 町	72.2	0.2	72.0	—	181	—
富 岡 町	100.0	0.4	99.6	—	251	—
川 内 村	21.6	0.0	21.6	—	54	—
大 熊 町	13.2	0.0	13.2	—	33	—
双 葉 町	10.6	0.2	10.4	—	27	—
浪 江 町	34.2	0.2	34.0	—	86	—

※飯館村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町においては、一部移動採血車の受入れが可能となったため配車している。

合 計	16,160.6	273.0	15,887.6	98.7	41,084	3.9
-----	----------	-------	----------	------	--------	-----

※「対人口比(%)」は平成30年10月1日現在における15～64歳の現住人口に対する比率である。

第 5 衛 生 検 査

(概 況)

近年、科学技術の進歩に伴い、試験検査内容も一段と複雑化しており、検査データについても高い精度が要求されています。

また、鳥インフルエンザ等の新興感染症、炭疽菌等を想定したバイオテロ及び食品への残留農薬基準超過や食品への医薬品成分等混入など、県民の健康危機管理に直面した社会問題が浮き彫りとなり、検査機関の果たすべき役割もますます重要になっています。

そこで、より迅速かつ信頼性の高い検査データを提供するために、平成16年4月1日より、県内6保健所の検査機能を衛生研究所に一元化し、本所と県中・会津・相双の3支所体制としました。その後、平成18年4月1日より相双支所を廃止し、2支所体制としています。

なお、平成23年10月より、原発事故を受けてゲルマニウム半導体検出器及び放射能検査室を整備し、加工食品及び飲料水中の放射性物質検査を実施しています。

また、民間検査機関における検査精度の向上をはかるため、試験検査精度管理事業及び衛生検査精度管理事業を実施しています。

1 事業の推進

(1) 試験検査の実施（衛生研究所）

① 微生物検査	1, 101件	(有料 160 無料 941)
② 食品衛生関係検査	1, 836件	(有料 10 無料 1, 826)
		(うち放射性物質検査 1, 389)
③ 臨床学的検査	1, 481件	(有料 3 無料 1, 478)
④ 水質検査	4, 416件	(有料 141 無料 4, 275)
		(うち放射性物質検査 4, 265)
⑤ 環境関係検査	168件	(有料 0 無料 168)
⑥ その他	368件	(有料 2 無料 366)

(2) 研修（衛生研究所）

研修の名称	研修期間	研修人員	実施場所	備 考
転入者及び初任者対象GLP研修	1日間×1回	7名	本所	
衛生検査技術初任者研修（細菌コース）	2日間×1回	6名	試験検査課	所外の出席者含む
衛生検査技術初任者研修（理化学コース）	2日間×1回	7名	試験検査課	所外の出席者含む
衛生検査技術専任者研修（微生物コース）	2日間×1回	7名	本所	所外の出席者含む
衛生検査技術専任者研修（理化学コース）	2日間×1回	3名	本所	所外の出席者含む
衛生研究所研究発表会	1日間×1回	0名	本所	新型コロナウイルス感染症の影響により開催見合せ
第1回GLP研修	1日間×2回	42名	本所	
第2回GLP研修	1日間×2回	42名	本所	
伝達研修	1日間×2回	42名	本所	

※その他、各種学会・研修会への参加あり

(3) GLP※への対応（衛生研究所）

衛生研究所で行う検査は、すべて「福島県衛生研究所業務管理要領」に基づき実施しています。

※GLP (Good Laboratory Practice) とは、検査の信頼性を確保するためのシステムであり、平成9年の食品衛生法等改正により食品衛生検査施設への導入が義務付けられた。なお、平成28年度より感染症法の改正をうけて、食品検査のみではなく、当所で行われるすべての検査にGLPを導入した。

このシステムを遵守して実施された検査及び検査データの信頼性は、客観的、科学的に保証されるものである。

(4) 調査研究事業（衛生研究所）

保健衛生、食品衛生及び生活環境等に係る諸問題の科学的解決策を見いだし、地域保健対策を効果的に推進するために実施しました。

令和元年度調査研究事業費

- ① 食肉の食中毒菌汚染状況調査
- ② 食品等からのウイルス濃縮法の検討
- ③ ヒスタミン分析法の比較検討

(5) 福島県試験検査精度管理事業

福島県試験検査精度管理事業実施要綱に基づき、衛生研究所本所・2支所、環境創造センター、中核市保健所3施設、市環境監視・環境保全センター2施設、上下水道事業所7施設及び民間検査機関18施設を対象に理化学検査（Ⅰ）、理化学検査（Ⅱ）、食品化学検査、細菌検査（Ⅰ）及び細菌検査（Ⅱ）の5部門について、外部精度管理調査を実施しました。

さらに、部門別検討会及び試験検査技術発表会を開催し、試験検査の知識・技術の向上を図りました。

区 分	外部精度管理調査	部門別検討会	試験検査技術発表会
実 施 日	令和元年7月10日	令和元年11月22日	令和2年1月28日
摘 要	5部門 35機関参加	63名出席	176名出席

(6) 福島県衛生検査精度管理事業

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的として事業を実施しました。

平成18年度からはブラインド方式調査^{※1}の一方式に特化して実施した外部精度管理調査の結果と福島県臨床衛生検査技師会が行っているオープン方式^{※2}で実施した精度管理調査の結果から、各衛生検査所の検査業務の問題点を実質的に把握し、適切な指導を行いました。

区 分	精 度 管 理 調 査	
	ブラインド方式	立 入 調 査
実 施 日	令和元年11月～令和元年12月	令和2年1月31日
摘 要	4項目 8施設 ^{※3}	1施設

※1 各衛生検査所の契約医療機関から調査用検体である旨を伝えずに検査依頼し、その結果を評価する外部精度管理調査

※2 あらかじめ調査用検体である旨を伝えて実施する外部精度管理調査

※3 福島市管轄3施設、郡山市管轄2施設、いわき市管轄2施設を含む

2 衛生研究所における検査実施状況（令和元年度）

総検査件数	一般依頼検査		行政検査		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
微生物検査	160	246,130	941		1,101	246,130
食品衛生関係検査	10	64,030	1,826		1,836	64,030
臨床学的検査	3	4,530	1,478		1,481	4,530
水質検査	141	876,810	4,275		4,416	876,810
環境関係検査	0	0	168		168	0
その他	2	8,130	366		368	8,130
合計	316	1,199,630	9,054		9,370	1,199,630

3 検査件数の推移

総検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	446	12,412	12,858
28年度	515	12,246	12,761
29年度	473	11,632	12,105
30年度	445	11,270	11,715
R元年度	316	9,054	9,370
微生物検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	244	1,611	1,855
28年度	244	1,351	1,595
29年度	261	1,084	1,345
30年度	223	806	1,029
R元年度	160	941	1,101
食品衛生関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	24	5,007	5,031
28年度	41	4,896	4,937
29年度	13	4,157	4,170
30年度	14	3,573	3,587
R元年度	10	1,826	1,836
臨床学的検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	1	589	590
28年度	0	794	794
29年度	0	937	937
30年度	0	1,563	1,563
R元年度	3	1,478	1,481
水質検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	176	4,435	4,611
28年度	231	4,374	4,605
29年度	197	4,774	4,971
30年度	198	4,729	4,927
R元年度	141	4,275	4,416
環境関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	0	189	189
28年度	0	186	186
29年度	0	196	196
30年度	0	168	168
R元年度	0	168	168
その他	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
27年度	1	581	582
28年度	2	645	647
29年度	2	484	486
30年度	10	431	441
R元年度	2	366	368

4 衛生検査所一覧

令和2年3月末日現在 (中核市を含む)

登録番号	検査所名	所在地	登録年月日	登録検査業務													R I の使用				
				微生物		血清学		血液学				病理学				寄生虫		生化学			
				細菌培養同定	薬剤感受性	病原体遺伝子	血清学	免疫学	血球算定	血液像	出血・凝固	細胞性免疫	染色体	生殖細胞系列遺伝子	体細胞遺伝子	病理組織		免疫組織化学	細胞	分子病理学	体細胞遺伝子
9	公益財団法人 福島県保健衛生協会 相双地区センター	南相馬市原町区青葉町2 丁目62-1	昭和55年3月22日																○		○
24	公益財団法人 福島県保健衛生協会 会津地区センター	会津若松市真宮新町北1 丁目13	昭和63年12月21日																○		
41	福島衛生検査所	本宮市本宮字鶴町161番 地2	平成24年8月30日	○		○													○	○	○
福-2	公益財団法人 福島県保健衛生協会	福島市方木田字水戸内 19-6	昭和51年5月15日	○	○		○	○	○	○									○	○	○
福-3	株式会社環境分析研 究所	福島市東浜町22-2	平成12年3月3日	○		○													○		○
福-33	G & Gサイエンス株 式会社	福島市松川町美郷4丁目1 番地の1	平成17年9月16日			○		○					○	○				○			
福-34	株式会社江東微生物 研究所福島検査所	福島市鎌田字卸町20-1	平成18年6月27日																		○
福-36	公益財団法人福島県 保健衛生協会 検査部病理診断課	福島市吉倉字谷地31番地 の1	平成20年4月1日											○	○	○					
福-40	BML福島	福島市御山字一本木29-1	平成24年7月1日						○	○	○									○	○
郡-3	株式会社江東微生物 研究所 郡山ラボラトリー	郡山市喜久田町卸三丁目 24	平成18年06月30日						○	○	○	○							○	○	○
郡-5	株式会社保健科学研 究所 郡山ラボラトリー	郡山市桜木二丁目2番1号 イムープルSAKURA 2F	平成21年10月30日						○	○	○	○							○	○	○
郡-6	BML郡山	郡山市並木三丁目2-7	平成23年12月12日						○	○	○	○								○	○
郡-11	公益財団法人 福島県保健衛生協会 県南地区センター	郡山市喜久田町字菫蒲池 22-377	昭和55年12月01日							○	○								○	○	○
い-1	株式会社江東微生物 研究所 微研東北中央研究所	いわき市好間工業団地4- 18	平成2年12月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○	○	○
い-2	昭和メディカルサイ エンス いわきラボ	いわき市内郷綴町金谷 19-15	平成17年4月6日						○	○	○									○	○
い-3	株式会社LSIメ ディエンス いわきラボラトリー	いわき市平字五色町6-2	平成30年11月26日						○	○	○	○								○	○
い-4	公益財団法人 福島県保健衛生協会 いわき地区センター	いわき市小島町2丁目 14-7	昭和58年11月15日																○		
い-5	BMLいわき	いわき市好間町下好間字 鬼越41-1	平成27年7月9日																		○

第6 福島県の温泉の概況

【概況】

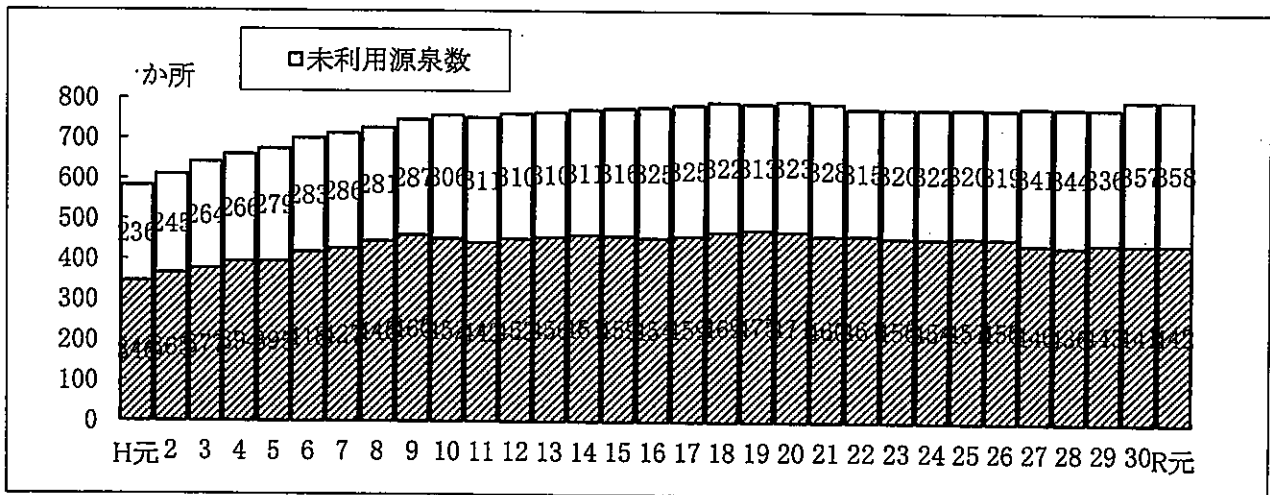
本県は、山・海・湖・川といった豊かな自然とともに、多くの温泉を有する全国有数の温泉県である。

県内には、800か所に源泉があり、そのゆう出量は、毎分約81,200Lとなっている。それらの源泉の所在地は、59市町村中53市町村（令和2年3月末現在）に点在し、ほぼ県内全域に分布している。それぞれの源泉の泉質も地域によって様々であり、強酸性から強アルカリ性、成分も単純泉から硫黄泉、放射能泉まで実に多種多様である。最近では、古くからの有名温泉地に加え、地方自治体や公益法人等による保養・療養目的の入浴施設が造られ、多くの地域住民や観光客に利用されている。また、都市部においては大深度の掘削により温泉がゆう出しており、それらを利用した温泉施設が賑わいをみせている。

しかし、景気低迷の影響等で宿泊利用人員は年々減少傾向を示しており、平成23年度は東日本大震災の影響で大幅な減少となったが、少しずつ回復傾向にある。

【温泉数の推移】

平成元年より源泉総数は増加傾向にあったが、ここ数年は横ばい状態であり、源泉総数に占める未利用源泉数も横ばい状態で推移している。



源泉数 800か所

(令和2年3月末現在)

利用源泉		未利用源泉	
442 (55.2%)	301 (37.6%)	358 (44.8%)	230 (28.8%)
自噴 141 (17.6%)	動力装置 301 (37.6%)	自噴 128 (16.0%)	動力装置 230 (28.8%)

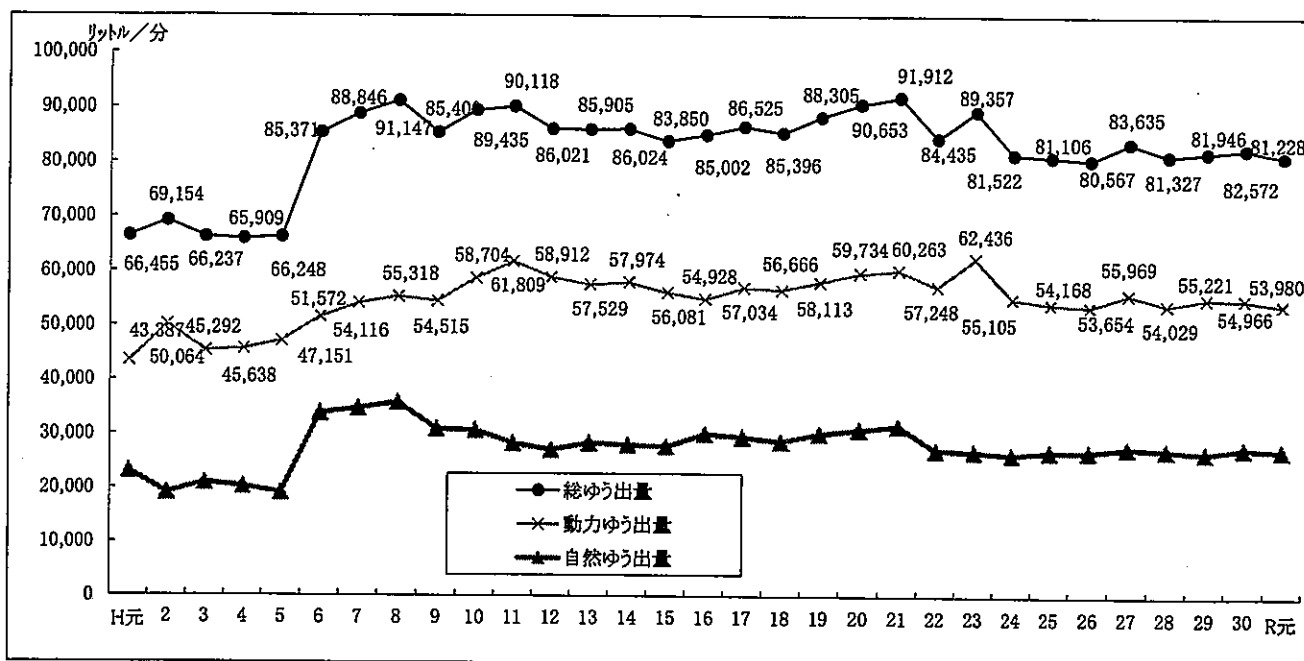
温度別源泉数 (温度測定可能な源泉のみ) 564源泉

(令和2年3月末現在)

42℃以上 257 (45.6%)	25～42℃ 176 (31.2%)	25℃未満 99 (17.5%)	ガス・水蒸気 32 (5.7%)
-------------------	--------------------	------------------	------------------

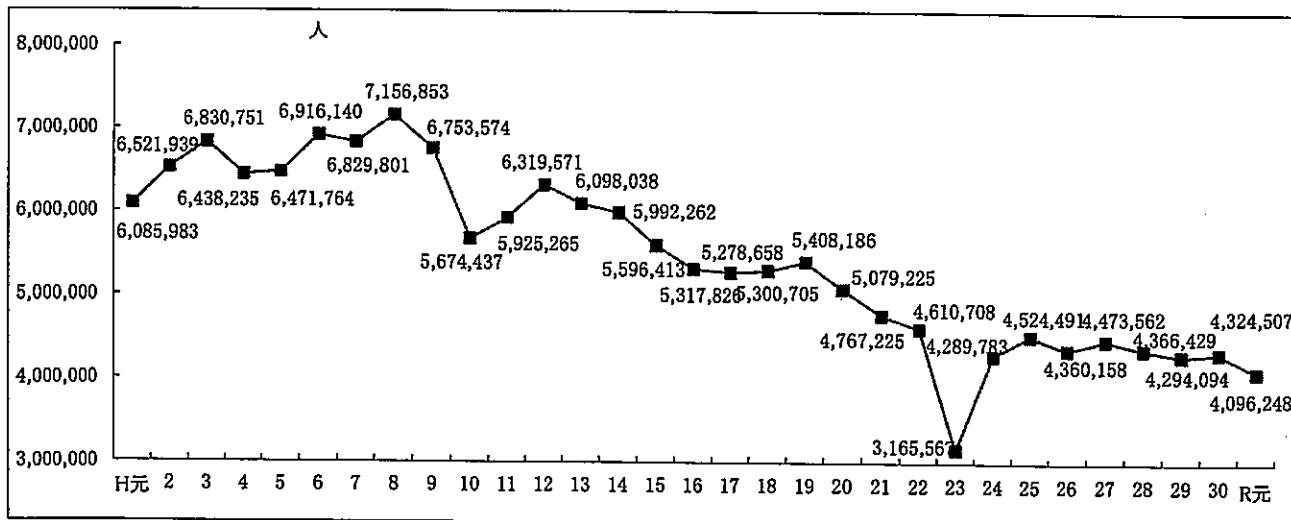
【温泉ゆう出量の推移】

総ゆう出量、動力ゆう出量、自然ゆう出量ともに、ここ数年ほぼ横ばいとなっている。



【年度延宿泊利用人員の推移】

平成19年度より若干減少しており、平成23年度は東日本大震災の影響で大きく落ち込んだが、その後回復しつつある。



1 温泉法に基づく行政処分状況

新規掘削、動力装置設置の許可申請については、ここ数年ほぼ横ばい状態となっている。温泉利用許可申請については、平成27年度より減少傾向にあったが、平成30年度は増加に転じている。

区分年度	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						法8条	法9条処分		原状回復命令	
	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	申請	許可	不許可	浴用			飲用				継	取		命
										申請	許可	不許可	申請	許可	不許可					
H元	48	48	0	1	1	0	23	23	0	151	151	0	0	0	0	—	0	0	0	
2	41	40	0	0	0	0	28	28	0	118	118	0	1	1	0	—	0	0	0	
3	30	29	0	2	2	0	26	26	0	155	155	0	1	1	0	—	6	0	0	
4	20	19	0	4	4	0	18	18	0	155	155	0	1	1	0	—	1	0	0	
5	17	17	0	0	0	0	24	24	0	144	144	0	0	0	0	—	4	0	0	
6	11	11	0	0	0	0	16	16	0	183	183	0	0	0	0	—	1	0	0	
7	19	19	0	2	2	0	17	17	0	186	186	0	1	1	0	—	0	0	0	
8	14	14	0	0	0	0	11	11	0	170	170	0	0	0	0	—	0	0	0	
9	11	11	0	0	0	0	10	10	0	138	138	0	0	0	0	—	0	0	0	
10	2	2	0	0	0	0	6	6	0	126	126	0	2	2	0	—	1	0	0	
11	17	17	0	0	0	0	8	8	0	124	124	0	0	0	0	—	0	0	0	
12	9	9	0	1	1	0	7	7	0	61	61	0	0	0	0	—	1	0	0	
13	9	9	0	0	0	0	5	5	0	79	79	0	1	1	0	—	3	0	0	
14	8	8	0	0	0	0	7	7	0	92	92	0	3	3	0	—	0	0	0	
15	10	10	0	1	1	0	4	4	0	119	119	0	0	0	0	—	0	0	0	
16	6	6	0	0	0	0	10	10	0	177	177	0	4	4	0	—	0	0	0	
17	11	11	0	1	1	0	8	8	0	219	219	0	2	2	0	—	0	0	0	
18	12	12	0	4	4	0	7	7	0	167	167	0	1	1	0	—	0	0	0	
19	6	6	0	0	0	0	9	9	0	130	130	0	1	1	0	9	1	0	0	
20	7	7	0	0	0	0	5	5	0	114	114	0	1	1	0	3	0	0	0	
21	7	7	0	0	0	0	7	7	0	118	118	0	2	2	0	3	0	0	0	
22	3	3	0	0	0	0	1	1	0	90	90	0	3	3	0	15	0	0	0	
23	4	4	0	0	0	0	11	11	0	88	88	0	0	0	0	17	0	0	0	
24	5	5	0	0	0	0	6	6	0	42	42	0	1	1	0	29	0	0	0	
25	7	7	0	0	0	0	5	5	0	74	74	0	0	0	0	10	0	0	0	
26	3	3	0	0	0	0	2	2	0	101	101	0	0	0	0	25	0	0	0	
27	7	7	0	0	0	0	3	3	0	64	64	0	1	1	0	28	0	0	0	
28	7	7	0	1	1	0	3	3	0	71	69	0	0	0	0	11	0	0	0	
29	3	3	0	0	0	0	5	5	0	55	57	0	1	1	0	29	0	0	0	
30	5	5	0	0	0	0	8	8	0	109	109	0	11	11	0	5	0	0	0	
R元	3	3	0	0	0	0	6	6	0	111	111	0	0	0	0	19	0	0	0	

2 自然環境保全審議会温泉部会開催状況

温泉法第32条の規定により、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請に対し、福島県自然環境保全審議会温泉部会を開催しました。

令和元年度

回	開催日	審議件数			
		掘さく	増掘	動力装置	計
第74回	令和元年 6月 7日	2件	0件	4件	6件
第75回	令和元年 11月 20日	0件	0件	1件	1件
第76回	令和2年 2月 14日	1件	0件	1件	2件
計3回	合計	3件	0件	6件	9件

3 福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域

(平成29年3月31日改正)

区分	該当する温泉地		
	中通り方部	会津方部	浜通り方部
温泉保護地域	飯坂、土湯、磐梯熱海、郡山市逢瀬町多田野	東山	
温泉準保護地域	天王寺・穴原、高湯、岳小町、湯沢の湯、天栄の湯、羽鳥、母畑、甲子	横向、沼尻・中ノ沢、川上、翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐梯、熱塩、柳津、玉梨・八町、昭和、湯倉・橋立、大塩、滝沢、西山、宮下、早戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、木賊、檜枝岐、南郷、只見	常磐湯本
一般地域	上記以外の地域		

4 温泉の利用状況

(1) 浴用・飲用

管轄保健所	市町村数	宿泊施設有温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県北	6	8	24	2	8	6	8	4	4	5	0	1,255.1	1,142.8	1	20	2,592	250,208	11	195,930
県中	9	21	78	24	32	4	18	29	18	31	0	892.3	4,576.8	6	50	3,762	268,920	25	11,361
県南	9	18	68	8	26	6	28	3	20	11	0	369.4	4,427.0	2	28	2,887	175,690	24	16,756
会津	12	32	214	27	78	36	73	16	35	87	0	16,880.1	11,120.1	4	150	20,381	1,430,897	50	0
南会津	4	10	66	12	27	13	14	5	20	40	0	1,199.5	3,864.6	2	86	3,545	144,640	21	0
相双	10	8	25	0	7	6	12	7	18	0	0	84.4	2,716.8	0	10	827	24,694	11	0
福島市	1	10	159	38	40	43	38	0	11	57	10	5,857.0	4,973.2	2	80	9,668	749,635	25	266,514
郡山市	1	14	82	5	49	6	22	14	27	13	0	310.9	10,045.1	1	42	4,559	349,472	28	0
いわき市	1	15	51	0	31	3	17	20	19	12	0	0.0	10,153.5	2	42	9,724	702,092	18	0
計	53	136	767	116	298	123	230	98	172	256	10	26,848.7	53,019.9	20	508	57,945	4,096,248	213	490,561

(2) 他目的利用

管轄保健所	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量 (L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県中	2 [2]	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)			1 (0)	1 (0)			110	170.6	-	-	-	-	-	-
会津	4 [4]	4 (1)	30 (1)	24 (1)	1 (0)	5 (0)			2 (0)	1 (1)	22 (0)	13,519 (13,400) (地熱発電の 228.5t/h除く)	600.0	-	-	-	-	-	-
福島市	1 [1]	3 (3)	8 (7)	5 (4)	3 (3)				1 (1)	7 (6)		1,250.5 (1,079.9)	265.3 (265.3)	-	-	-	-	-	-
いわき市	1 [1]	3 (2)	3 (2)		3 (2)				2 (1)	1 (1)			5,485 (5,295)	-	-	-	-	-	-
計	8 [8]	12 (6)	43 (10)	30 (5)	8 (5)	5 (0)	0	1 (0)	6 (2)	9 (8)	22	14,879.5 (14,479.9)	6,520.9 (5,560.3)	-	-	-	-	-	-
合計	53	-	800	141	301	128	230	99	176	257	32	27,248.3	53,980.5	20	508	57,945	4,096,248	213	490,561

※ [] 数は浴用・飲用分の温泉がある場合、内数として再掲

※ () 数は浴用・飲用にも供される温泉がある場合、内数として再掲

資 料

課 長 持立 隆司 024-521-7230 (2745)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2746	1 医薬安全業務の総括に関すること 2 組織、予算、議会等に関すること 3 課内の困難業務における調整及び進行管理に関すること	主幹(兼)副課長 眞壁 勝	

薬事・温泉担当 024-521-7232 (2747、2748)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2747	1 薬事・温泉業務及び課内業務に係る総合的な調整及び進行管理に関すること 2 地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び薬剤師確保等に係る支援事業に関すること 3 各種表彰に関すること 4 福島県薬事審議会に関すること 5 保健福祉部試験研究技術会議等に関すること 6 多職種連携による薬局／薬剤師の在宅医療サービス推進事業に関すること 7 災害時医薬品等の備蓄、災害時における対応等に関すること	専門薬剤技師 伊藤 隆	主任薬剤技師 田畑 基子
2747	1 避難地域薬局再開支援事業及び薬剤師研修等支援事業に関すること 2 温泉法の施行等に関すること 3 衛生研究所に関すること 4 試験検査精度管理事業に関すること 5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理(GLP)に関すること 6 薬剤師法の施行等に関すること 7 国有ワクチン及びその他のワクチン等の供給に関すること 8 薬学生実務実習に関すること 9 医薬品副作用被害救済制度に関すること	主任薬剤技師 田畑 基子	専門薬剤技師 伊藤 隆
2748	1 予算、決算、経理及び庶務に関すること ----- 2 福島県自然環境保全審議会温泉部会に関すること 3 「薬と健康の週間」及び薬事衛生事業協力者等に関する知事感謝状に関すること 4 公益法人等業務関係団体の育成指導に関すること 5 薬務行政の概要作成に関すること ----- 6 課内の他に属さない事務に関すること	主事 鈴木 麻記子	専門薬剤技師 伊藤 隆 主任薬剤技師 田畑 基子 主事 佐藤 妙子
2748	1 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること(血液製剤使用適正化に関することを含む) 2 医薬分業に関すること ----- 3 薬剤師、臨床検査技師等の免許事務に関すること 4 麻薬等の免許事務に関すること	主事 佐藤 妙子 (10月22日～) 会計年度任用 事務職員 齋藤 令子	主任薬剤技師 田畑 基子 薬剤技師 山田 朋美

審査・試験担当 024-521-7233 (2749、2750)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2749	1 審査・試験業務に係る課内の調整及び進行管理に関すること 2 医薬品医療機器等法の施行等に関すること 3 毒物及び劇物取締法の施行等に関すること 4 毒物劇物取扱者試験に関すること 5 毒物劇物営業者等の登録等に関すること ----- 6 医療機器工場生産体制強化等事業及び在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業の総括に関すること 7 医療機器産業集積プロジェクト企画運営委員会・推進会議に関すること	専門薬剤技師 木樨 裕信	副主任薬剤技師 岡部 晃一 ----- 副主任薬剤技師 菅野 有美
2750	1 薬局、医薬品販売業、医療機器販売・貸与業、薬局医薬品製造販売業等の許可等に関すること 2 薬局機能情報公表制度に関すること 3 登録販売者試験に関すること 4 臨床検査技師等法の施行等に関すること 5 衛生検査所精度管理指導対策事業に関すること 6 「放射線と健康」理解促進事業に関すること ----- 7 業務関係許認可台帳管理システムに関すること 8 薬事経済調査等に関すること	副主任薬剤技師 岡部 晃一	専門薬剤技師 木樨 裕信 ----- 副主任薬剤技師 菅野 有美
2750	1 医薬品、医薬部外品、化粧品等の製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（GQP）に関すること 2 医薬品及び医薬部外品の製造及び品質管理（GMP）に関すること 3 PIC/S等GMP調査当局会議に関すること（査察員の教育訓練を含む） 4 医薬品等のFD申請システムに関すること 5 GMP/QMS調査品質管理監督システムに関すること 6 公的試験研究機関（OMCL）に関すること ----- 7 がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業に関すること 8 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業及び無菌調剤室整備支援事業に関すること	副主任薬剤技師 菅野 有美	薬剤技師 木村 隆志 ----- 副主任薬剤技師 岡部 晃一
2751	1 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売業等の許可に関すること 2 医療機器修理業許可等に関すること 3 医療機器の製造販売後安全管理（GVP）及び品質管理（QMS）に関すること 4 後発医薬品の普及啓発に関すること ----- 5 医薬品等製造関係の講習会等に関すること 6 医療機器品質保証担当者等人材育成事業に関すること 7 医薬品等苦情相談事業に関すること 8 業務課ホームページ及びITLに関すること	薬剤技師 木村 隆志	専門薬剤技師 木樨 裕信 ----- 副主任薬剤技師 岡部 晃一

監視指導担当 024-521-7233 (2749、2751)

内 線	分 掌 事 務	担 当 者	
2749	1 監視指導業務に係る課内の調整及び進行管理に関する事 2 認知症対応薬局推進事業に関する事 3 麻薬四法の施行等に関する事 4 福島県薬物乱用対策推進本部に関する事 5 薬事監視員の研修・講習会に関する事 6 薬物乱用防止教室に関する事 7 調剤事故・調剤過誤に関する事 8 毒物劇物監視指導に関する事	専門薬剤技師 渡邊 学美	薬剤技師 山田 朋美
2751	1 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関する事 2 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業に関する事 3 薬物乱用防止指導員に関する事 4 薬物関連問題相談事業及び再乱用防止に関する事 5 薬事監視指導に関する事 ----- 6 覚醒剤等薬物事犯の捜査に関する事 ----- 7 監視指導に係る統計事務に関する事 8 医療機器安全管理責任者人材育成事業に関する事 9 医薬品等広告の適正指導に関する事	薬剤技師 山田 朋美	専門薬剤技師 渡邊 学美 ----- 副主任薬剤技師 岡部 晃一 ----- 薬剤技師 木村 隆志

監視員等配置状況

(平成31年4月1日現在)

区分		薬事 監視員	毒物劇物 監視員	覚せい剤 監視員	麻薬 取締員	麻薬立入 検査員	採血及び 供血あつ せん立入 検査員
本庁	薬剤師	9	9	9	2	9	9
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	9	9	9	2	9	9
保健所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	30	30	30	0	30	30
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	30	30	30	0	30	30
衛生研究所	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	3	0	0	0	0	0
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	0	0
計	薬剤師(上記 以外の技術 吏員を含む)	42	39	39	2	39	39
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	42	39	39	2	39	39

福島県薬事審議会条例

(昭和36年3月31日 福島県条例第5号)

改正 昭和44年3月20日条例第21号
昭和47年3月25日条例第19号
平成16年12月24日条例第88号
平成26年10月3日条例第80号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条の規定に基づき、福島県薬事審議会の設置、組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議させるため、福島県薬事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 薬事関係の団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福島県職員

2 前項第1号又は第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(昭44条例21・旧第8条繰上)

附 則

この条例は、昭和36年5月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第21号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月25日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に薬事関係の団体を代表する者のうちから委嘱されている福島県薬事審議会の委員の任期については、この条による改正後の福島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

附 則 (平成16年条例第88号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第80号)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成26年11月25日)

(参 考)

地方薬事審議会に関する事項

- 1 地方薬事審議会は、都道府県知事の諮問機関として薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項につき学識経験者、関係業界等の意見をきき、適切な行政運営を行うためのものであるので、法律上は任意設置とされているが、なるべく審議会を設置することが望ましいこと。
- 2 地方薬事審議会の審議事項としては、おおむね次の事項が考えられること。
 - (1) 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
 - (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
 - (3) 医薬品等の取扱いの適正に関する事項
 - (4) 医薬品等の広告の適正に関する事項
 - (5) 農薬等毒物又は劇物による危害防止に関する事項
 - (6) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
 - (7) 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項
 - (8) 医薬品等の円滑な流通に関する事項
 - (9) その他薬事の振興に関する事項

なお、都道府県の実情に応じ、薬事に関する都道府県の固有事務については、これら以外の事項を審議事項としてもさしつかえなく、また、これらの事項のうち必要と思われるもののみを審議事項としてもさしつかえないこと。

ただし、この法律に基づき都道府県知事の権限に属する事務である許可品目の指定等は、審議事項とはならないものであること。

- 3 地方薬事審議会の委員の数は、各都道府県の実情に応じ適宜定めるものとし、その選出は、学識経験者、薬事関係業界、関係行政機関等の分野から公平に行うこと。

福島県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置目的)

第1条 薬物乱用防止対策について関係諸機関等相互の密接な連携を図ると共に総合的かつ効果的な対策を推進するため、福島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発、指導
- (2) 薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- (3) その他薬物乱用防止対策に関する必要事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもってあてる。
- 4 本部長が、必要と認める時は、下部組織を置くことができる。
- 5 本部員は、次に掲げるもののうちから本部長が委嘱または指名する。

(1) 県

(2) 国の出先機関の職員

(3) その他本部長が適当と認める者

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部会は必要に応じて本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 幹事は、所掌事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、県保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年11月30日から施行する。

この要綱は、昭和56年6月23日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

福島県薬物乱用対策進本部員・幹事名簿

(平成31年4月1日)

区分	役職名	氏名	備考
本部長	福島県副知事	井出孝利	
副本部長	福島県保健福祉部長	戸田光昭	
本部員	福島地方検察庁検事	白石久美	担当検事
〃	福島刑務所長	大串健	
〃	福島少年鑑別所長	小松洋輔	
〃	福島保護観察所長	渡邊一仁	
〃	仙台出入国在留管理局郡山出張所長	齋藤淳	
〃	横浜税関小名浜税関支署長	星野司	
〃	福島海上保安部警備救難課長	奥野宏	
〃	福島労働局雇用環境・均等室長	佐藤央子	
〃	東北厚生局麻薬取締部長	鈴木賢司	
〃	公立大学法人福島県立医科大学教授	矢部博興	神経精神医学座 神講
〃	福島県市長会事務局長	小松信之	
〃	福島県町村会事務局長	安田清敏	
〃	福島県保健所長会	加藤清司	担当所長
〃	公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長	北村清士	
〃	福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)	高野武彦	
〃	福島県総務部広報課長	高橋和司	
〃	福島県総務部市町村行政課長	深谷一夫	
〃	福島県商工労働部雇用労政課長	熊耳知徳	
〃	福島県教育庁参事兼社会教育課長	鈴木基之	
〃	福島県教育庁健康教育課長	佐藤文男	
〃	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長	鈴木利雄	
〃	福島県警察本部生活安全部少年課長	平塚英喜	
〃	福島県保健福祉部保健福祉総務課長	境野浩義	
〃	福島県保健福祉部障がい福祉課長	遠藤智子	
〃	福島県保健福祉部食品生活衛生課長	渡部誠二	
〃	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長	菅野勝男	
〃	福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課長	菅野寿井	
〃	福島県精神保健福祉センター所長	畑哲信	
〃	福島県保健福祉部薬務課長	持立隆司	

区分	役職名	氏名	備考
幹事	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課総括主幹兼副課長	角田祐喜男	
〃	福島県教育庁健康教育課指導主事	小林恵子	
〃	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課課長補佐	渡部道生	
〃	福島県保健福祉部薬務課主幹兼副課長	山口祥枝	

福島県献血推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 献血思想の普及をはかり、献血制度の適正な運営を確保するため、福島県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 採血計画及び血液製剤の供給計画に関すること。
- (3) 献血組織の育成及び献血登録者の確保に関すること。
- (4) 血液製剤の使用適正化に関すること。
- (5) その他献血の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充て、副会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 委員は、学識経験を有する者、関係団体、関係行政機関及びその他適当と認められる者とし、別表に掲げる職をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第5条 協議会に、必要に応じて、特定の事項を協議するために専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、会長が指名した協議会委員及びその他必要と認められる者で組織し、当該特定の事項に関する協議が終了したときは解散する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員長は、会長の指揮を受け会務を掌理し、専門委員会の経過及び結果を会長に報告する。
- 5 専門委員会の運営、その他に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事を置き、別表に掲げる職をもって充てる。

- 2 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務を行う。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和61年11月6日から施行する。
- 2 福島県献血推進会議要綱（昭和46年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別表)

福島県献血推進協議会委員・幹事名簿

(平成31年4月1日現在)

職務	機関・団体等	職名
会長	福島県	副知事
副会長	福島県保健福祉部	部長
委員	公立大学法人福島県立医科大学附属病院輸血・移植免疫部	部長
〃	福島県医師会	会長
〃	福島県病院協会	会長
〃	福島県薬剤師会	会長
〃	福島県商工会議所連合会	会長
〃	福島県商工会連合会	会長
〃	福島県青少年団体連絡協議会	会長
〃	福島県連合青年会	会長
〃	福島県婦人団体連合会	会長
〃	日本労働組合総連合会福島県連合会	会長
〃	福島県高等学校長協会	会長
〃	福島県私立中学高等学校協会	会長
〃	福島県市長会	会長
〃	福島県町村会	会長
〃	日本赤十字社福島県支部	事務局長
〃	福島県教育委員会	教育長
〃	福島民報社	編集局長
〃	福島民友新聞社	編集局長
〃	ラジオ福島	編成局長
〃	福島テレビ	報道局長
幹事	福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課	課長
〃	福島県赤十字血液センター	所長

福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 血液製剤の使用の適正化を図るために、福島県血液製剤使用に係わる懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討、協議する。

- (1) 血液製剤の使用適正化の普及に関すること。
- (2) 二次医療圏における血液製剤の使用についての問題点を整理、検討し、医療機関の管理者等と意見交換を行うこと。
- (3) 福島県合同輸血療法委員会の運営に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会は、6人以上の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 血液事業関係者
- (4) 県担当職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故ある時は、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議の召集)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ知事が召集する。

(庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室薬務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年1月17日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度に委嘱又は任命する委員の任期は平成5年3月31日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿

令和2年5月1日現在

委員名	推薦団体名	勤務先・役職名
今野 修	一般社団法人 福島県医師会	福島赤十字病院
池田 和彦	公立大学法人 福島県立医科大学	公立大学法人福島県立医科大学 輸血・移植免疫学講座 主任教授
管 桂一	一般社団法人 福島県病院協会	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 麻酔科 顧問
遠藤 幸恵	公益社団法人 福島県看護協会	公益財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院 科長補佐
渡辺 隆幸	一般社団法人福島県 臨床検査技師会	一般財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院 臨床検査部 技師次長
塩川 秀樹	一般社団法人 福島県薬剤師会	竹田総合病院 薬剤科 科長
氏家 二郎	福島県 赤十字血液センター	福島県赤十字血液センター 所長
持立 隆司	福島県	福島県保健福祉部健康衛生総室 薬務課 課長

(委嘱期間・任期：令和4年4月30日まで)

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣 旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組 織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長（健康衛生担当）
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室地域医療課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長

(議 長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成11年4月 9日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月19日から施行する。
- この要綱は、平成12年8月 8日から施行する。
- この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月 3日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 薬務課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	保健福祉部	部主幹
幹 事	保健福祉部	企画主幹
幹 事	健康衛生総室 地域医療課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹 事	衛生研究所	副所長

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱（平成2年2月5日）は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組 織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は追加の委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(職 務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会 長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めるとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱（平成2年2月5日）

(2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱（平成2年2月5日）

3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。

4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

福島県衛生検査精度管理委員名簿

(令和元年6月15日現在)

氏 名	所 属 団 体	勤 務 先 ・ 役 職 名
星 北斗	一般社団法人福島県医師会	公益財団法人星総合病院 理事長
大内 清行	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立藤田総合病院 臨床検査室
大橋 一孝	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学附属病院 (渉外担当) 専門医療技師
吉田 憲治	一般社団法人福島県臨床検査技師会	福島赤十字病院 検査部
室井 哲	福島県	福島県衛生研究所 所 長
持立 隆司	福島県	福島県保健福祉部薬務課 課 長

福島県試験検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 試験検査の高度化、複雑化に対応するため、検査方法、試薬、使用器具、材料の保管等試験検査実施上の問題点を検討し、もって試験検査に対する精度の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は、福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、あらかじめ調整された検体について、試験検査を実施し、検査成績の正確度及び精密度を検討する。

2 この事業の実施区分は、次による。

理化学検査	食品化学検査	細菌検査	臨床検査
-------	--------	------	------

(事業の実施対象及び委託契約)

第4条 この事業の実施対象は、県の試験検査機関及びこの事業に参加を希望する市町村並びに民間検査機関とする。

2 この事業の実施区分ごとに必要な経費（以下「負担金」という。）は、福島県知事が別に定めるものとする。

3 この事業への参加を希望する市町村及び民間検査機関は、様式1により、福島県知事あてに参加申込書を提出するものとする。

4 参加機関は、申込み締切後2週間以内に、納入通知書（福島県財務規則第40条様式その1）により負担金を納入するものとする。

(委員会の設置)

第5条 この事業の円滑なる実施を期するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第6条 この事業の実施方針等については、毎年当初に委員会で決定する。

(附 則) この要綱は、昭和57年4月 1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成 9年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
この要綱は、平成16年6月15日から施行する。

福島県試験検査精度管理委員会設置要領

(設 置)

第1条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）を円滑に実施するため、福島県試験検査精度管理事業実施要綱第5条に基づき、福島県試験検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福島県衛生研究所長をもってあて、副委員長は、福島県保健福祉部健康衛生総室業務課長をもってあてる。

3 委員は、福島県関係各総室等にあつては別表の職にある者をもってあて、関係市町村、民間検査機関にあつては各々の代表とする。委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途において委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(業 務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) この事業の実施方針の決定
- (2) その他、この事業を実施するうえで必要な事項

(運 営)

第4条 委員長は会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に事前調整のため幹事会を置く。

2 幹事長及び幹事は、委員長が指名をする。

3 幹事長は幹事会を召集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別の事項を調査、検討する必要があると認める場合には、委員会の中に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長及び幹事長は、協議上必要と認めるときは、委員会及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は福島県保健福祉部健康衛生総室業務課に置く。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要領は、昭和57年 4月 1日から施行する。

この要領は、昭和61年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成 5年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成 9年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成11年 5月17日から施行する。

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成14年 4月16日から施行する。

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

別 表	保健福祉部	健康衛生総室地域医療課長、健康衛生総室食品生活衛生課長 県北保健福祉事務所長
	生活環境部	環境共生総室水・大気環境課長、環境創造センター調査・分析部長
	商工労働部	計量検定所長

福島県試験検査精度管理委員会名簿

(平成31年4月1日現在)

職	氏名	所 属	職 名
委員長	室井 哲	衛生研究所	所 長
副委員長	持立 隆司	健康衛生総室 薬務課	課 長
委 員	三浦 爾	健康衛生総室 地域医療課	課 長
委 員	渡部 誠二	健康衛生総室 食品生活衛生課	課 長
委 員	鈴木 仁	環境共生総室 水・大気環境課	課 長
委 員	白井 一章	計量検定所	所 長
委 員	加藤 清司	県北保健福祉事務所	所 長
委 員	冨永 幸宏	環境創造センター調査・分析部	部 長
委 員	佐川 尚久	郡山市上下水道局	水 質 管 理 室 長
委 員	田邊 真一	福島県環境測定・放射能計測協会	信頼性確保委員会委員長

福島県試験検査精度管理委員会幹事名簿

職	氏名	所 属	職 名
幹 事 長	末永美知子	衛生研究所	副 所 長
幹 事	金成 篤子	衛生研究所	微 生 物 課 長
幹 事	味戸 一宏	衛生研究所	理 化 学 課 長
幹 事	赤城 理恵	衛生研究所	試 験 検 査 課 長
幹 事	木賊 幸子	環境創造センター	環 境 調 査 課 長
幹 事	伊藤 隆	健康衛生総室 薬務課	専 門 薬 剤 技 師
学識経験者	佐藤 一弘	公益財団法人 福島県保健衛生協会	環 境 衛 生 課 長

自然環境保全法（抜粋）

（昭和47年6月22日 法律第85号）

（一部改正平成3年5月21日法律第79号）

（一部改正平成11年7月16日法律第87号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

福島県自然環境保全条例（抜粋）

（昭和47年10月20日 福島県条例第55号）

（一部改正平成4年3月24日福島県条例第36号）

（一部改正平成12年3月24日福島県条例第29号）

（一部改正平成14年3月26日福島県条例第8号）

第6章 福島県自然環境保全審議会

（名称）

第26条の2 自然環境保全法第51条第1項の合議制の機関の名称は、福島県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織）

第27条 審議会は、委員27人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

（規則への委任）

第30条 第26条の2から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）

（昭和47年11月17日福島県規則第73号）
（一部改正平成4年3月24日福島県規則第16号）
（一部改正平成12年4月1日福島県規則第114号）
（一部改正平成14年3月26日福島県規則第20号）

第5章 福島県自然環境保全審議会

（組織）

第28条 条例第27条第3項の規定による審議会の委員の任命は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数の範囲内で行うものとする。

- 2 関係行政機関の職員2人
- 3 市町村の長2人
- 4 その他の学識経験を有する者23人

（専門委員）

第29条 専門委員は、審議会及び第32条に規定する部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（会長の職務の代理）

第30条 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（幹事）

第33条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、審議会に議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

福島県温泉保護利用対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下等を防止し、温泉源の恒久的保護と温泉の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱でいう用語は、次のとおりとする。

- (1) 「温泉」及び「温泉源」とは、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「温泉」及び同条第2項に規定する「温泉源」をいう。
- (2) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出路をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。
- (4) 「他目的掘削」とは、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削することをいう。

第3 地域の設定

次の区分により、地域を設定する。なお、その地域は別表のとおりとする。

- (1) 温泉保護地域（以下、「保護地域」という。）
- (2) 温泉準保護地域（以下、「準保護地域」という。）
- (3) 一般地域

第4 各地域における規制

それぞれの地域における規制は、次のとおりとする。

(1) 保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の場合を除いて認めないものとする。

- (ア) 保護地域内における温泉を集中管理するために掘削を行うとき。
- (イ) 保護地域内における既存源泉が公共事業により埋没されたため、補償泉として掘削を行うとき。
- (ウ) 自治体、組合等が、保護地域内における源泉のゆう出量の減少を補うために掘削を行うとき。
- (エ) 保護地域内における既存源泉が天災等により損壊したため、原状に復旧させる目的で掘削を行うとき。

イ 法第11条第1項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、前記（ア）～（エ）に該当する場合及び増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径300m以内の距離に存在する既存源泉（未利用源泉を除く）の所有者又は管理者の同意を得たものであって、地域の実情から相当と思われる場合にのみ認めるものとする。

(2) 準保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の同意書を添付するものであって、相当と思われる場合に認めるものとする。

(7) 準保護地域内の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意書〔ただし、掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に、保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）が存在し、その所有者又は管理者等の同意を得ている場合には、1,000m を越えるものの同意は、省略することができる。〕

(4) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第 11 条第 1 項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径 300m 以内の距離に存在する既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意を得たものであって、適当と思われる場合に認めるものとする。

(3) 一般地域における規制

ア 法第 3 条第 1 項に基づく温泉掘削については、適当と思われる場合に認めるものとする。ただし、次の場合には、同意書の添付を要する。

(7) 掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

(4) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第 11 条第 1 項に基づく温泉の増掘及び動力装置の設置については、適当と思われる場合に認めるものとする。

第 5 工法の制限

温泉の掘削は、原則として垂直掘りとする。

ただし、地熱開発については、自然環境の保全上、止むを得ない場合に限り斜掘を認めるものとする。

また、この場合前第 4 に規定する規制については、掘削予定地点から斜掘線上すべての地点（掘削後にあっては掘削地点から斜掘線上すべての地点）について適用するものとする。

第 6 源泉の管理

源泉については、ゆう出口において泉温、ゆう出（揚湯）量及び水位の測定が容易にできる構造にするものとする。

第 7 廃止及び未利用等の源泉に対する措置

1 代替掘削を行ったときの旧源泉、整理統合により廃止した源泉及びその他の事由により温泉の採取が不要となった源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

2 掘削等を終了した源泉は、原則として 1 年以内に適正な利用を行わせるものとし、利用するまでの間、放流を停止又は制限させる等の措置を講ずるものとする。

- 3 長期にわたり未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

第8 他目的掘削に対する措置

それぞれの地域における他目的掘削の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 保護地域及び準保護地域における措置

他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には、工事箇所を原状に復させるものとする。

また、ゆう水がなくとも既存源泉に著しい影響を及ぼした場合も同様とする。

(2) 一般地域における措置

他目的掘削においてその掘削地点から半径300m以内の距離に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内の距離に保護地域若しくは準保護地域の既存源泉がある場合には、前記措置に準じて行うものとする。

第9 温泉集中管理事業の推進

温泉の有効利用を図るため、源湯から配湯までを集中管理することによって温泉の枯渇及び湯量不足を解消するものである。

よって、今後とも温泉集中管理事業の積極的な推進を図るものとする。

第10 健康増進のための温泉利用の推進

1 温泉の保健的利用

古くから温泉は、国民の保養又は療養のために広く利用されてきており、今後とも温泉の有する保健的効果を積極的に推進するため、施設の整備の充実を図る必要がある。また、温泉の飲用による医学的効果も期待されていることから、飲用利用について推進を図るものとする。

2 正しい温泉利用の普及

温泉の利用効果を高めるために、温泉を利用させる側に当該温泉に対する正しい認識がなければならぬ。また、温泉を利用する側に対しても温泉の利用について正しい認識を持たせるために啓発活動を通して浸透を図るものとする。

なお、特に温泉を療養の目的で利用する場合には、専門医師の適切な指導の下に利用するものとする。

3 国民保養温泉地等について

本県では岳、新甲子及び土湯・高湯並びに二岐・岩瀬湯本・天栄がそれぞれ国民保養温泉地に指定されているが、この他にも泉質、自然環境等が良好な温泉が多くあるので、これらの温泉の国民保養温泉地の指定について推進を図るものとする。

なお、既に国民保養温泉地に指定されている温泉については、療養効果のある温泉源を保護するとともに、温泉の有する保健的効能を十分活用するために、必要な施設の整備を図り、国民保健温泉地として育成を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 福島県温泉利用保全総合計画（昭和55年3月21日付55葉第398号）は、廃止する。
- 3 福島県温泉保護開発計画（昭和56年3月30日付56葉第439号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

福島県自然環境保全審議会委員名簿

(温泉部会所属)

(令和元年11月1日現在)

氏名	勤務先又は職名
浅沼 宏	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター
石井 敦子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法専門医
梅村 順	日本大学工学部専任講師
遠藤 淳一	福島県温泉協会 会長
小島原 一枝	一般社団法人福島県薬剤師会会津支部
長橋 良隆	福島大学共生システム理工学類 教授
益子 保	益子温泉調査事務所 代表
渡辺 慎太郎	弁護士

福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 医療関係者等をはじめ県民への後発医薬品にかかる理解の向上と、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行うため、福島県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、後発医薬品に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 使用状況等の現状把握に関する事。
- (2) 理解の向上及び安心使用促進に当たっての諸課題の整理に関する事。
- (3) 理解の向上及び安心使用促進のための方策等に関する事。
- (4) その他理解の向上及び安心使用促進に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、13名以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 公的病院の代表
- (3) 医薬品卸売業者、医療用医薬品製造業者の代表
- (4) 消費者団体等の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は必要と認めたとき、前項の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

福島県後発医薬品安心使用促進協議会名簿

令和元年5月1日現在

協議会	氏名	所属	職名
会長	富田 哲	国立大学法人福島大学	教授
委員	星 北斗	一般社団法人福島県医師会	副会長
委員 (会長代理)	井上 仁	一般社団法人福島県病院協会	会長
委員	山口 仁	一般社団法人福島県薬剤師会	副会長
委員	我妻 禎	福島県病院薬剤師会	理事 福島支部長
委員	和泉啓司郎	公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	薬剤部長
委員	大窪 教道	一般社団法人福島県薬事工業協会	副理事長
委員	川俣 知己	日本ジェネリック製薬協会	理事
委員	淀 勝紀	福島県医薬品卸組合	東北アルフレッサ(株) 薬事室長
委員	小野美佐子	一般財団法人福島県婦人団体連合会	評議員
委員	細谷 寿江	福島県消費者団体連絡協議会	会長
委員	齋藤千恵子	公益財団法人 福島県老人クラブ連合会	常務理事事務局長
委員	齋藤 博典	福島県保険者協議会	副会長

薬事関係団体名簿

(令和3年2月1日現在)

団体の名称	所在地	代表者	TEL・FAX番号
一般社団法人 福島県薬剤師会	960-8157 福島市蓬萊町2丁目2番2号	会長 町野 紳	024-549-2198 024-549-2209
福島県女性薬剤師会	963-8001 郡山市大町二丁目15-2 5F (一社)郡山薬剤師会事務局内	会長 志岐 由利子	024-934-4707 024-934-4708
福島県病院薬剤師会	960-1295 福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学附属病院	会長 渡辺 剛	024-547-1406 024-547-1404
一般社団法人 福島県医薬品登録販売者協会	963-8851 郡山市開成二丁目33-5	会長 渡邊喜四郎	024-931-0012 024-931-0012
一般社団法人 福島県薬事工業協会	965-0845 会津若松市門田町工業団地1 (株)三和化学研究所 FUKUSHIMA工園内	理事長 出口 明洋	0242-28-6661 0242-38-2038
福島県医薬品卸組合	963-8676 郡山市喜久田町卸1-46-1 東北アルフレッサ(株)内	理事長 小田島欣一郎	024-959-6723 024-959-6546
東北新潟歯科用品商 協同組合 福島県支部	963-8530 郡山市喜久田町卸1-121-1 協立医療内	支部長 影山 則夫	024-963-0333 024-959-3003
一般社団法人 福島県医薬品配置協会	963-0117 郡山市安積町荒井二丁目313 レメディア田中103号	会長 佐久間 喜重	024-946-0189 024-946-0192
一般社団法人日本医薬品 登録販売者協会 福島県支部	963-0107 郡山市安積町2丁目6-1 山口薬品株式会社内	支部長 山口 仁	024-946-0066 024-946-0069
福島県農薬商業 協同組合	960-8043 福島市中町5-21 消防会館内	理事長 三宅 誠二	024-522-2655 024-522-2777
一般社団法人 福島県臨床検査技師会	960-1295 福島市光が丘1番地 福島県立医科大学附属病院 検査部内	会長 山寺 幸雄	024-548-1750 024-548-1750
福島県献血推進協力会	960-8157 福島市蓬萊町2丁目2番2号 (一社)福島県薬剤師会内	会長 町野 紳	024-549-2198 024-549-2209
一般社団法人日本産業・ 医療ガス協会東北地域本部 医療ガス部門福島県支部	963-8803 郡山市横塚3-16-8 東邦アセチレン内	支部長 渡辺 明宏	024-942-8731 024-953-3411
福島県医療機器販売業協会	963-8822 郡山市昭和2丁目11番5号 サンセイ医機内	会長 権瓶 健市	024-941-8171 024-941-8172
一般社団法人 いわき市薬剤師会	970-8043 いわき市中央台鹿島3-24-6 中央台鹿島薬局内	会長 赤津 雅美	0246-46-0430 0246-46-0431
福島県温泉協会	960-8035 福島市本町4-17 (岩瀬ビル2階) 県旅館ホテル生活衛生同業組合内	会長 遠藤 淳一	024-521-1448 024-522-3941